

第三十九回国会

参議院建設、地方行政、社会労働、農林水産、商工委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十六年十月二十七日(金曜日)
午後一時二十六分開会

委員氏名

建設委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

後藤 義隆君

田中 清一君

武藤 常介君

村上 春蔵君

内村 清次君

稲浦 鹿蔵君

岩沢 忠恭君

小沢久太郎君

小山邦太郎君

紅露 みつ君

西川甚五郎君

米田 正文君

木下 友敬君

田中 一君

武内 五郎君

藤田 進君

田上 松衛君

小平 芳平君

村上 義一君

野坂 参三君

小幡 治和君

小林 武治君

西田 信一君

秋山 長造君

基 政七君

小柳 牧衛君

郡 祐一君

西郷吉之助君

館 哲二君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

鍋島 直紹君

西田 隆男君

湯澤三千男君

占部 秀男君

江田 三郎君

小笠原三三男君

鈴木 壽君

松永 忠二君

中尾 辰義君

杉山 昌作君

谷口弥三郎君

鹿島 俊雄君

村山 道雄君

坂本 昭君

藤田藤太郎君

泉山 三六君

勝保 稔君

佐藤 芳男君

高野 一夫君

徳永 正利君

山本 杉君

吉武 恵市君

横山 フク君

相澤 重明君

久保 等君

小柳 勇君

藤原 道子君

相馬 助治君

村尾 重雄君

石田 次男君

仲原 善一君

石谷 憲男君

櫻井 志郎君

安田 敏雄君

安田 敏雄君

安田 敏雄君

安田 敏雄君

安田 敏雄君

安田 敏雄君

東 隆君

森 八三一君

青田源太郎君

秋山俊一郎君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

河野 謙三君

重政 庸徳君

柴田 栄君

田中 啓一君

高橋 衛君

藤野 繁雄君

大河原 次君

北村 暢君

清澤 俊英君

小林 孝平君

近藤 信一君

高田なほ子君

棚橋 小虎君

千田 正君

北條 雋八君

山本 米治君

川上 為治君

鯛木 亨弘君

榊 繁夫君

牛田 寛君

赤岡 文三君

上原 正吉君

大泉 寛三君

岸田 幸雄君

古池 信三君

小林 英三君

鈴木 万平君

高橋進太郎君

阿具根 登君

阿具根 登君

阿具根 登君

阿具根 登君

阿具根 登君

阿部 竹松君

岡 三郎君

中田 吉雄君

吉田 法晴君

向井 長年君

加藤 正人君

後藤 義隆君

田中 清一君

武藤 常介君

村上 春蔵君

内村 清次君

稲浦 鹿蔵君

岩沢 忠恭君

小沢久太郎君

紅露 みつ君

西川甚五郎君

米田 正文君

田中 一君

藤田 進君

田上 松衛君

小平 芳平君

村上 義一君

小幡 治和君

小林 武治君

西田 信一君

秋山 長造君

小柳 牧衛君

西郷吉之助君

館 哲二君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

津島 壽一君

館 哲二君

津島 壽一君

鍋島 直紹君

湯澤三千男君

谷口弥三郎君

鹿島 俊雄君

村山 道雄君

藤田藤太郎君

佐藤 芳男君

久保 等君

小柳 勇君

仲原 善一君

櫻井 志郎君

安田 敏雄君

東 隆君

青田源太郎君

岡村文四郎君

重政 庸徳君

柴田 栄君

田中 啓一君

藤野 繁雄君

大河原 次君

北村 暢君

北條 雋八君

山本 米治君

川上 為治君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

鯛木 亨弘君

における電源開発の計画等について支障のないようにして参らなければならぬのでありまして、それにつきまして、政府としては、農業につきましても農林大臣、あるいは電力等については通産大臣等に協議をいたしまして、各省の協議を十分にいたすわけであり

ます。
また地方の問題等につきましては、自治省を通じて、その意見を出されると思ひますが、なお都道府県知事等の意見も聞くことになっておりますので、そういう点から見まして、万遺漏なきを期し得られるのじゃないか、こう思っております。

○藤田藤太郎君 私は、一つの実例を申し上げたいと思つております。今、藤山長官は、予定されている河川は利根川水系、淀川水系だと、こう言われている。私は京都ですから、淀川の問題について少し申し上げたいと思つております。

御承知のように琵琶湖からくる水系が一つ、それから奈良の奥からくる木津川の水系が一つ、それから要するに桂川の水系、これら三つが京都の橋本という最後の所で一体になって淀川になつてゐるのであります。ところが問題は、宇治川は琵琶湖の南郷堰で調整が行なわれて、滋賀県知事の先ほどおっしゃったことも、そのとおりであります。住民の福祉というものを無視してもちや困る、これは当然な意見だと思ひます。

ところが、桂川の一つの例をとつて見ると、あそこで一緒になるときに、洪水時の水というのは二千七百八十トンだといふわけです。ところが亀岡地区になりますと、洪水時には四千トン

からの水が流れて来る、嵐峽の中には、二千トンも水が下流に流れないで、亀岡地方のあの平野部の八〇%が全部浸水し、山陰線の亀岡駅の屋根の上まで水がつかると、これは雨が降るたびに、そういうことが行なわれているわけですね。それがばつばつ一滴ずつたまった水が、何時間、何十時間の間に狭いところから下がつてくる。これを切り開いて一べんに水を流せば、高いところから低いところへ水が流れるのは自然の法則でございますけれども、それを流せば、下の淀川もまたなれば、淀川に入るまでの河川の改修が十分でないからまたなれないという一つの問題がございます。ところが、表に出てゐるのは、その下の洪水時の水が二千七百八十トンだといふことだけで表示されて、上のほうの川の沿線が、雨が降るたびに、水がごつそり堤防も橋も何もない湖のようになつてつかつてしまふ、こういう状態なん

であります。で、大阪、阪神間が守られてゐるわけですが、そういう事実が今日あるわけですね。何とか早くしなければならぬ人道上の重大な問題になつてきてゐると思ひます。

しかし、この法案だけ見て、基本計画の、第三項ですとかの中で考慮するといふことだけで、水は常時、上のほうから順次流れてくるわけですから、その水を、どういう工合に利用するかという問題になつてくると、私は、水源を利用するのだから、水の流れてゐる沿線の住民の福祉といふものは、水のつかないようには、たとえばダムを作るとか、いろいろな配電が払われるか、または、それだけの水がきたら、下の河川改修をやつて、そこに何千万

トンという水がたまらないように措置するか、いずれかの方法によつて、高度に水を利用するといふことが考えられなければならぬと思ひます。しかし、現実にはそれが何年も続いております。最近の例でも、二十四水から二十八水、三十四水、三十五年、昨年も同じように水がついてゐるわけであり

ます。
そういう根本的な問題を手をつけないで、水だけをひとつ利用しようなんて、平時、一年を通じてでしようが、そういうところを考へますと、ほんとに水資源を利用するのなら、治山治水のそのような関係といふものを政府は根本的に考へて、法の目的の第一條に、都市に水を利用するといふなら、そのような問題も、法の目的の第一條に加えてやるといふことが出てこなければ、われわれは今のような状態、水だけは利用するけれども、不安な状態が沿線ずっと続くといふ以外に私はないと思ひます。

そういう点で心配してお伺ひしてゐるわけでありまして、御所見を承りたい。
○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまお話のございましたようなケースといふものは、非常に重要な問題だと思ひます。これは御指摘のような桂川だけでなく、全国の河川にも相当あるだらうと思ひます。

この公団ができました、水を合理的に利用するといふことを考へて、法も、公団も設立されるわけでございますが、当然、そういうような水の調節といふようなことは、ダムを作るなり、あるいは水路を作るなりして、それ

うしていただいとお話のような、水没地帯が毎年できるというようなことを避けて参ることが、これは水の高度的な利用、そういう水を、どつかにためておいて、渇水時に使へば、なおいいのであります。そういうことが、技術的にできるかどうかといふことは、私もすぐ答へたしかねますけれども、そういうような考へ方でもつて、これを運営するのはいいのだ。したがつて、そういう意味では、建設省の河川管理の御意見等も十分伺ひますし、また、建設省の御意見に、そういうものもあわせて、今回の場合には、いわゆる指定された水系については、水を高度に利用するといふことについては、当然

然そういう觀念のもとに仕事をしていくわけでございます。
○藤田藤太郎君 ですから、私は水資源を利用するつたつて、淀川と利根川というつたつて、淀川の三本の河川の一つの沿線が、そういう状態に置かれていて、水だけを利用するなんといふことは非常に問題があるのではないかと、大いに水を利用することはよろしいけれども、そういうところにも、やはり強力な手をつけて、沿線が、そういう被害を起こさない、そういう、ずつと昔からといつてはなんですけれども、雨が降るたびに、そういう犠牲を払つておるといふ、この桂川の水も、水資源としては重要な資源でございます。しかし、水は利用するけれども、そういう問題については、筋が入つていないという格好で、この法律が歩き出せば、たいへんなことだと思ひます。

だから、この問題は、知事の水利権の問題との重要な関係が出てくるわけでありまして。だから、この知事と、それから新しくできる公団との関係は、

どういう工合に調整されていくか、これも今に、関連して出てくるわけでありまして。それからまた、建設省の河川の今後の計画の問題もあらうと思ひますから、ぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) この水資源の開発は、もちろん洪水調節等の、いわゆる従来の多目的ダムの精神をあくまで貫いて、水も総合的に高度利用をいたしますが、あわせて、それはあくまで洪水調節等の役目も相備した災害の防除といふことに力を注いでいかなければならない点であるかと思ひます。

この点につきましては、公団ができました事業を実施いたします場合に、施行の計画について、主務大臣として建設大臣が指揮をする権能を法律上基礎を置いておられますから、われわれとしては、その権能に基づきまして、遺憾のないように指示をして実行していくようにいたしたいと思ひます。

同時に、都道府県知事の立場から申しますと、御承知の河川法第十八条によつて知事が水利権の許可をする権利を持つておるわけでございます。この河川法第十八条は、従来どおり、手をつけておりませんので、やはり都道府県知事は、河川法による水利権の許可権といふものは、従前どおり持つておるわけでございますから、水資源開発によりまして、水の利用をいたします場合に、知事のご意見といふものは、そこにくさびが入つておまして、このくさびをもととして知事の意見が尊重され、また知事の意見が要られなければ、実行ができないことになつて

で、したがって、他の部分において知事の意見を聞き、あるいは協議をするという段階がしばしば出て参ります。これらも同意という一動きのつかない、くぎづけの事柄よりは——この意見を聞く、あるいは協議をするという方法でございまして、最大限に知事の意見が尊重されなければ、知事は水利権については、基本的な権利を引き続き持つておられますから、知事の意見は、このくぎづけをもとにして、十分要られるものである、また要れなければ、この水資源開発の事業というものは進行できない筋合いでございまして、私も、私どもとしては、知事の意見も十分取り入れ、またしたがって、地元の、そういった水害とか災害に關連をするようなことにつきましては、十分な配慮が加えられなければ、実施すべきでもないし、できない筋合いである、さようなことを考慮に入れて、水資源を高度に開発し、総合的に合理的に利用をはかっていきたいというのが、本二法の問題であると思つております。

○藤田藤太郎君 建設大臣、その知事との關係は、河川法の十八条の水利権の問題のお話がございました。しかし具体的利根川、淀川というものを第一に開発するのでしたら、この桂川の今の洪水時の沿線被害、この問題を、水を利用しようとすれば、この問題を、まず第一に手をつけなければいかぬのじゃないですか、建設省は、どう考へておられますか。

○国務大臣(中村梅吉君) もちろん水資源の開発によりまして、一そう災害を従来よりも防ぎ得るような態勢に、

われわれとしては、万事を進めていく心がまえでおります。

○藤田藤太郎君 そうすると、淀川の水利、治山治水というものの、特に、桂川の今の洪水時の沿線被害を解消して、そうして水資源を利用する、こういう格好で、この法律の精神はあるわけですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のとおりでございまして。

そこで、公団の事業としましては今申し上げたように、洪水調節等を十分考慮に入れて進めさせるように、われわれ主務大臣としての責任は果たして参りますということと、あわせて治水十カ年計画によりまして、諸般の河川計画あるいは洪水防衛の政策を立てまして、これと並行して遺憾のないようにやつていきたい、こう思つていくわけにございまして。

○藤田藤太郎君 もう一言聞いておきたいのですが、この水資源の法律ができてきまして、できるまいと、今のようない状態は置いておくべきではないと私は思ふ。それが、今まで同じ状態ではあるが、独自の立場からでも、その今の桂川の洪水時の非常に膨大な被害について、どういふ措置をされようとしておられるのか、これも關連して何つておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 桂川は確かに問題の河川でございまして、この桂川にございまして既存のダム等の關係もございまして、われわれとしましては、すみやかにこういつた御指摘のようない状態を解決したいということで、いろいろ検討いたしている段階でござい

○藤田藤太郎君 検討だけじゃなしに、いつじゅうから、どういふ計画で、この状態を解消するということになつていのかというのを聞いておきたい。

○政府委員(山内一朗君) 桂川が、最近非常に災害が連続、激甚でございまして、何とかその地方の水害を防ごう、こういうことで、建設省としては一生懸命になつておられると思つてござい

ます。方法は、いろいろあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。

○藤田藤太郎君 いろいろあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。方法はいくつかあると思つてございす。

○政府委員(山内一朗君) 今調査をしておりますが、ダム地点の水没地に反對者がございまして、その説得に努めておる最中ではございまして、それが早急に解決できますれば、調査をできるだけ早く完了して建設にかかりたい、このように考えております。

○藤田藤太郎君 それでは、私時間がありませんから、あまり長く続けるわけにいきませんので、この点だけを聞いておきたいと思つております。特に、この用水の利用については、工業用水、または上水、下水というふうなもの、または上水、下水というふうなものを、よほどうまく区分して利用しないといふのは、いけなないのではないかと。この区分したり適正化をはかるのは、どこで

はかっているのかというところが一つ。それから二番目には、費用の問題でございまして、費用は、どういふ工合にして捻出していくのか、これも聞いておきたいと思つております。相

当、水を利用しようと思へば、治山治水の問題に本腰を入れてやられない限り、水の利用だけをして、水だけ取つ

ていくというわけには私はいきません。水利権は知事が持つておられるわけですから、そうしてまた、それについて相当な費用が要すると思つてございす。これは、どういふ工合に処置されるのか。まず二つ聞きたいと思つてござい

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまお話のようないふ点につきましては、つまり既存の水と、上水道、工業用水道といふものを、どういふふうにあんばいしていくかというふうなことは、基本計画の策定にあたりまして、根本的な問題でございまして、その中に策定をしていきたいと思つてござい

ます。なお、公団の運営等に關します経費等については、局長からお話を申し上げさせていただきます。

○政府委員(曾田忠君) 公団の行ないます事業の財源と申しますか、その關係について、お答え申し上げます。

公団が水資源の開発施設、たとえばダムとかあるいは河口堰、そういったものを建設するわけにございまして、この費用の負担割合といふものは、現在、たとえば建設省で行なつてお

る多目的ダム等の例に従ひまして、いわゆる身がわり受当支出といふ計算で、たとえば上水道、あるいは工業用水道、あるいは灌漑用水等、そういったもの受当者から費用の負担をしていただくというのが建前でございます。この場合におきまして、一つの方

法といたしましては、費用の受益負担者が工事の始まる前に、はつきりときまつておる、また同時に、その費用も、はつきりときまつておるという場

合におきましては、あるいは工事期間中に、先ほど申し上げましたその負担の割合に応じまして、工事に要します

の開發、それから淀川の河口にございす長柄の可動堰、こういったものを中心に考へておられて、桂川水系の水の開発について、洪水調節を考へないで、水だけのダムを作るといふことも、計画としては成り立ちますけれども、ただいま、先生の御指摘がござい

ましたように、やはり治水というものを解決しないで水資源を開発するといふことは、まことに不適当なことではございまして、先ほど申し上げましたような防衛的計画を中心にして、桂川の水害を解決したい、こういうふうに進んでおります。

○藤田藤太郎君 一つから。

○政府委員(山内一朗君) 今調査をしておりますが、ダム地点の水没地に反對者がございまして、その説得に努めておる最中ではございまして、それが早急に解決できますれば、調査をできるだけ早く完了して建設にかかりたい、このように考えております。

○藤田藤太郎君 それでは、私時間がありませんから、あまり長く続けるわけにいきませんので、この点だけを聞いておきたいと思つております。特に、この用水の利用については、工業用水、または上水、下水というふうなもの、または上水、下水というふうなものを、よほどうまく区分して利用しないといふのは、いけなないのではないかと。この区分したり適正化をはかるのは、どこで

はかっているのかというところが一つ。それから二番目には、費用の問題でございまして、費用は、どういふ工合にして捻出していくのか、これも聞いておきたいと思つております。相

当、水を利用しようと思へば、治山治水の問題に本腰を入れてやられない限り、水の利用だけをして、水だけ取つ

ていくというわけには私はいきません。水利権は知事が持つておられるわけですから、そうしてまた、それについて相当な費用が要すると思つてございす。これは、どういふ工合に処置されるのか。まず二つ聞きたいと思つてござい

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまお話のようないふ点につきましては、つまり既存の水と、上水道、工業用水道といふものを、どういふふうにあんばいしていくかというふうなことは、基本計画の策定にあたりまして、根本的な問題でございまして、その中に策定をしていきたいと思つてござい

ます。なお、公団の運営等に關します経費等については、局長からお話を申し上げさせていただきます。

○政府委員(曾田忠君) 公団の行ないます事業の財源と申しますか、その關係について、お答え申し上げます。

公団が水資源の開発施設、たとえばダムとかあるいは河口堰、そういったものを建設するわけにございまして、この費用の負担割合といふものは、現在、たとえば建設省で行なつてお

る多目的ダム等の例に従ひまして、いわゆる身がわり受当支出といふ計算で、たとえば上水道、あるいは工業用水道、あるいは灌漑用水等、そういったもの受当者から費用の負担をしていただくというのが建前でございます。この場合におきまして、一つの方

法といたしましては、費用の受益負担者が工事の始まる前に、はつきりときまつておる、また同時に、その費用も、はつきりときまつておるという場

合におきましては、あるいは工事期間中に、先ほど申し上げましたその負担の割合に応じまして、工事に要します

費用を公団に納めていただくというのが建前でございますが、なお具体的に工事の始まります前までに、特定の受益者がきまっていなければならない場合におきましては、公団といたしましては、取りあえず借入金あるいは公団債等を発行いたしまして、それを財源といたしまして工事を行ないまして、具体的に受益者がきまりました場合におきまして、その負担をしていただくというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 受益者負担と国から支出する比率のおよそ予定は、どれくらいを考へておられますか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。

今のお尋ね、まあいろいろ公団がやります施設の種類がございます。いわゆる治水目的をあわせ有します多目的ダム、そういうものを作ります場合におきましては、費用の負担の方法は、先ほど申し上げましたような、いわゆる身がわり受当支出という計算で、治水分、灌漑分、水道用水分の費用を出すわけでありまして、その場合におきまして、治水分が幾らというより、なものが当然割り当てられるわけでございます。

で、その割当は、各ダムによつていろいろございまして、具体的な施設について相当の相違がございますので、一がいにとどのくらい国が負担するということとは申し上げられないと思ひます。たとえば公団が灌漑用水事業を行ないます場合におきましては、愛知用水公団と同じように、国の補助金というものが出されることになっております。

○藤田藤太郎君 ところが一番大事なところじゃないですか。あなたの最初の説明じゃ、利益を受けるものが負担して、これをやつていくんだという説明だったか、そうして一時借り入れておいて、そうしてあとでやるといふけれども、利益を受けるというものは、たとえば工業用水なら会社、水道の水なら、もうその地方一帯の人が利益を受ける。そうして、灌漑用水なら、その沿線の住民の農家が受けるという工合に、いろいろ僕はあると思う。しかし利益を受ける人が、全部負担していくという思想でなしに、今お尋ねすると、愛知用水のように、国が補助金をある程度出してやつていくんだということになる、一番大事なことじゃないですか、そこが。だから、もう少し具体的に、たとえば工費を一時借り入れるけれども、国がどれだけの補助——国庫が負担をして、沿線の住民または工場が、どれだけの受益負担をするのか、という、大体方向でいくというところが、明らかにならなければ、いろいろありますから云々だけじゃ、柱は受益者が負担するということだけなら、どうなるんですか、これは。せつかく政府が大きな計画を立てていなくても、沿線の住民によつて作る、それを政府が事務的にめんどろを見るだけだということになる、そういうものであつていいんですか。もう少しそこを……。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。

受益者負担といふものは、この公団の事業といたしましては、たとえば上水道、あるいは工業用水道という水を確保するためのダムを作るわけでございますが、その場合におきまして、公団は直接には、最終需要者に、その水を供給するという事業は考えておりませんが、直接には、たとえば上水道事業者であります大阪府なら大阪府、それから工業用水道でございますけれども、工業用水道は、大体都道府県がやつておりますが、そういうところを対象として考えております。また灌漑用水につきましては、土地改良区というものを、一応公団の直接に考えております。受益者負担というふうに考えております。

それから、今のアロケーションの問題でございますが、治水を含みます施設におきまして、ダムによりまして、どの程度の投資をしたら受当であるかというのを前提といたしまして、それに対応して、どの程度治水分として、ダムの費用を負担したらいいかという計算をいたします。

それから、同じように上水道におきまして、これは、いろいろまたやり方があるわけでございますが、たとえば上水道一立方メートル当たりの価格を出しまして、それがペイできる程度の投資額は幾らかというようにことを出しまして、そういうもので、そのダムに要します建設費用の、それぞれの割合を出すわけでございます。そうしまして、まあたとえば治水分が出るわけでございます。

治水分につきましては、一般の河川事業と同じように、国が三分の二負担する、都道府県が三分の一を負担すると、その額を、公団に交付金として交付するというふうになっております。

それから、そういうふうな同じような計算で、灌漑用水分の投資額が出るわけでございます。それにつきまして、これは、土地改良法によりまして、これは詳細に私も存じませんが、大体国が五〇％、それから都道府県が三〇％、土地改良区が二〇％負担する、そういうふうなことになるっております。

○藤田藤太郎君 そうすると、大筋のダムをこしらへるときには、国と地方との負担によつてダムはこしらへる、その利用する段階において、受益者にどれだけの費用を負担してもらふかというふうな配分をきめていく、こういうことになるわけですね。

それならそれで、それなりに私もわかるのだけれども、いわゆる資源の利用の根本から、受益者が負担していくのだというふうなことが、それはある、たいへんなことだということになるわけですね。もつと詳しい、やはりどういう工合に、淀川水系、利根川水系は、どういう方向で、どう大体なつていくのだと、それがまあ調査して、きまらなければなりませんけれども、大筋の、アウト・ラインくらいは、資料でやはり出してもらつて、それで大筋は、こういう方向に進むのだという工合に、われわれもやはりつかんで、それでこの問題を審議しなければいかぬのじゃないか。まあ、きょうは連合審査でありますから、いずれおやりになると思ひます。建設関係で、そういう具体的な資料を出しになると思ひますが、きょうの連合審査に参加した委員にも、大まかなそういう方向の資料だけはいただきたいと思ひます。時間がありませんからやめます。

○北村暢君 私は、まずお伺いいたしますのは、先ほどの藤田君の質問に対して、水資源開発水系の指定が、今のところ利根川水系と淀川水系、この二つである、こういうことよろしいですか、これについて、まず私は、どうも水資源の開発の促進法案、こういうことであれば、この指定がこの二水系に限られておる、将来、どういふ計画を持っておるか、まずその点をお伺いしたいと思ひますが、そのほかにも、この目的からいいますと、私は指定をしなければならぬ水系というのは、まだ相当あるのじゃないかと思ひます。そういう点について将来の見通しは、どのようにお考へになつておるか。この二つで終つてしまふつもりでおるかどうなのか、まずこの点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 先ほど、とりあえずどこを対象にするかというお話がございましたから、一応、今日の現状から申しまして、利根川、淀川は、まずまず先に問題になるところだろうというのを申し上げたのでありまして、そのほかにお話のとおり、北九州工業地帯をカバーする一帯の水系、あるいは中部と申しますか、濃尾平野におきまして水の問題、並びに四国方面の吉野川を中心とした水の問題というふうな、いろいろすでに話には、われわれとしても検討の対象にはいたしております。

しかし、大きな計画でございますから、まず、とりあえず、どこを考へているかといへば、まあ今申し上げたような利根川、淀川ということに申し上げます。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、

まあ今度の促進法によりまして、基本計画が立てられて、それが国、地方公共団体、あるいは公団その他の事業の実施の分担をまきめることになっておるようです。したがって、この指定の問題は、私はやはり何かしら、この二つの問題、あるいは今、長官が示された北九州、あるいは吉野川、こういう問題が出てくるわけでございますが、これらの問題に限定するということになる、それ以外にも、やはり多目的ダムというのは、多目的ダムの法による、いろいろあるわけですが、総合的にやはり開発していくという点からいえば、まだあるんじゃないかと思うのです。ところが、それに限られて出ているというのは、何かしら、このあとで出てくる公団と何か関連させて出ているように思います。

したがって、一体、この水資源開発公団というものの構成であります、とりあえず発足する場合に、どの程度の公団の構成といいますか、規模といえますか、人員等、それから相当のダム工事もあるわけでありまして、それに要する設備ですか、機械とか、まあ相当大きな機械も使うんだらうと思うのですが、そういうものの、あらかじめなことを御説明を願いたいと思うのです。

と申しますのは、この公団というのは、私は、やはりできる性格からいって、この指定する点も、内閣総理大臣がやる、まあこういうことになっておりますから、そういうような点からいって、少なくとも、今度できる公団というものは、私は、従来の各省のなわ張り争いのなもので出てくるという

ことは、これは望ましくないと思う。したがって、従来、この水の問題については、各省なわ張りがあった、建設省、通産省、農林省、いろいろあるわけでございます。まあ総合開発といえは電源開発と、こういうふうな、なかなか思うように行かなかつた問題で、行政的にいっても、非常にまあむずかしい問題があったと思うのです。したがって、今度できる公団には、私は、やはりそういうものを克服した、ほんとうの意味における水資源開発をする公団であつてほしい、こういう希望があるわけなんです、そこで、まず今、構成をお伺いしているのは、大体、各省からの公務員もおそらく行くんじゃないかと思ひます。それから、各省からどのくらい行つて、民間からどのくらいになる、こういうふうなことも、ひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この公団を作りましたのは、要するに、各省のなわ張り争いをする場として作ったわけでございます。各省が協力をする場として作ったわけでございます。それから、精神としては、そういう形で構成をして参らなければならぬ。むろん、各省の知識と経験とを十分にかりますことは、これは必要でございます。それから、そういうふうなものでござります。

なお、人員等につきましては、事務局から御説明申し上げます。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。公団の機構等につきましてのお尋ねでございますが、現在、私たちといったしましては、まあ今後行ないます公団

の事業等を慎重に検討しておるわけでございます。その事業の内容によりまして、公団の人員その他の機構も、おのずからきまつてくるわけでございます。

目下検討中でございますが、現在考へております構成といたしましては、大体今、建設省がやられております、たとえば利根川で申し上げますと、矢木沢ダムあるいは下久保ダム、そういうものを引き継いで行なう考えでございますが、そういう人員等を含めまして、大体四百人程度じゃないかというふうに考へておりますが、なお、まだ目下検討中でございます。

○委員長(後藤藤雄君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(後藤藤雄君) 速記をつけ

○北村暢君 ただいまの構成を聞きまして、今、実施をしておりますダムと、建設省の多目的ダムで矢木沢ダムとか、これを主体として四百名程度。そうしますと、やはり建設省の公務員が大体四百名程度移つていく、こう見ていいのですか。

というの、私も、この公団が発足したならば、前の国会においては、愛知用水等も、実はこの公団に行くのだ、こういう国会答弁が実はあつたわけなんです。委員会での質問ですね、ところが、今度、愛知用水というものは、公団ができて行かないことになつた。愛知用水は愛知用水、こういうことが言われておるわけでございます。したがって、今後の水資源の開発というものについて、やはり私も心配するの、なわ張り争いのなもので

公団ができるのじゃないのですけれども、それだつたならば、もちろん、電源の問題も出ますし、工業用水の問題も出ますし、水道、上水道の問題も出るし、農業用水の問題も、多目的ダムといふから出てくるわけですね。今、ダム建設の工事の段階においては、私は、それはそれでいいと思うんです。

しかしながら、これが一たん水路の建設というところに入つて参りますと、やはり農業土木をやつた人という者も、そういう点では私は必要になつてくるんじゃないかと思ひます。そういう点からいって、また下流地帯における利根川流域においても、印旛沼の農業関係の利水事業をやつていられる。こういう者とひつくるめて、私は、何かしらこの人員構成というものができなければならぬんじゃないか、こういうふうな気がするんですが、将来、どういふふうな考へておられるかわかりませんが、ただいまの説明ですと、建設省主体の四百名、これでまず発足する、このようでございますから、そういうことが……なぜ私は、そういうことを言ふという、セクトに陥らないようにするんだと、さういふけれども、やはりこの建設省主体のこの多目的ダム建設、いろいろあるわけなんです、やはりどちらかに片寄る可能性というものは出てくるんじゃないか。そういうことを心配するものですから、お伺いしておるのですが、現在の工事の状態、これをすぐ引き継ぐということになれば、こういうことだと、こういうことなのか。その点を、もう少し詳しく御説明いただきたい。親切にひとつ答弁していただきたい。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。先ほども申し上げましたように、公団の事業といふものは、促進法に基づきまして、基本計画を策定するわけでございます。その基本計画におきまして、公団の行なう事業というものがきまるわけでございます。したがって、現段階におきましては、基本計画もきまつておりません関係上、公団の機構等につきましては、正確に申し上げることは非常に困難でございます。と、先ほど申し上げたわけでございますが、先ほど申し上げましたのは、建設省がやつておるダムの工事を引き継ぎますという前提で、その要員を含めまして、大体四百名程度だということをお知らせしたわけでございます。言葉が足りなければ、訂正いたしたいと思ひます。そのほかに、いろいろ公団の事業として、今考えられるわけでございますが、たとえば幹線水路の建設、そういうものがあるいは利根川水系におきまして、当然考えられて参つております。

で、そういう関係につきましては、来年度、どの程度具体的な工事の段階に入るかというところが、現在まだはつきりしておりませんので、申し上げかねるわけでございますけれども、少なくとも水路の実施、設計程度の段階には入るのじゃないか。そうなります場合におきましては、それぞれ灌漑関係の問題も起こつてきましようし、あるいは上水道、工業用水道の関係も起こつて参ります。当然、それら

の関係の方々も、相当数公団の要員にお願いしなけりやならぬというふうに考えております。

○北村 暢君 ただいまの答弁では、どうもはつきりしないのですが、やはり何か、受け取れるのは、やはり当面するこのダム建設の問題が、まず問題になる。その業務を引き継ぐための要員、これが主体のようでございます。

ところが、今度の促進法によりまして、工事をするべく経済的に、工事期間を短縮して経済効果を上げる、こういうねらいもあるようでございます。

すでに利根川水域のこの多目的ダムの計画を見ましても、矢木沢ダムが大体四十年に完成するんだ、あるいは國原、川俣、いずれも三十七年、三十八年、こういう着工してから四年ないし五年くらいでもってダムを建設していく、こういうことのようにございませう。

そうすれば、これに付随するやはり幹線水路なんというものは、直ちに問題になってくるわけでございますが、その水路の問題別にいたしまして、先ほど私が伺っているのは、国または地方公共団体、あるいはこの公団というものの業務分担というものがあろうございませうが、ダムの建設はいいが、現在すでに利根川水域全体として考えれば、これは農業の問題で言っても、あるいは農業関係の問題、利水事業、あるいはこの利根川の河口における下流地帯における塩害の問題が、すでに問題になって、これを防ぐための工事が行なわれている。こういうような問題も含めて、利根川の水質

源開発という問題は、ダム建設だけではもちろんないわけですね。

したがって、この公団というものが、私はやはりこの下流における先ほどの来問題になっている洪水の調整なり、あるいは下流における塩害防止なり、こういう問題も含めて、総合的にやらなければならぬのではないかと、このように思っています。

したがって、当面引き継ぐものは、ダムの建設だけであって、そうして下流の方は、従来建設省なり、農林省でやっているものをそのまま、こういうことなのか。そこら辺のところを、私は業務分担が、どういうふうになろうというふうなことを考えておられるのか。公団というものが建設省なり、農林省なりやっている問題を、現在やっているものも引き継いでやっていくのかどうか、こういうふうなこともあわせてお伺いしているわけですね。

したがって、この公団の人員構成等についても、そういうもので引き継ぐということになれば、相当な規模でいかなければならぬのではないかと、こういうふうにも思われますので、そうではないかと、どうしてもやはり、この水資源開発公団という公団法と、それから、この開発促進法というものが、何かしら促進法が公団のために作るという、そういう感じを与えるわけでありませうから、それ以外の促進というものは、ほかの地域もあるんだろうが、大体、公団の規模というものが一定しますという、それ以上、事業を広げようたつてできないわけですか、したがって利根川なり、荒川に限定される、その事業が、五年なり六年なりして終わるといって、この次、ま

たほかの地域へいく、こういう問題考えられるのではないかと思っています。

したがって、何かしら公団のために促進法というものが作られた感じがするのです。それでは、そういうまた考え方なのかどうか。私も、公団を作る場合に問題になるのは、いつも公団というものは五年なり十年して仕事を終われば、それで終わるはずで、ところが、愛知用水公団にいたしまして、機械開発公団にいたしまして、これも、役所から行っているものですから、むねに、仕事を終わったから、お前の仕事これで終わりだ、あとは、これで終わりだから首切りだ、こういうわけにはいかないわけですね。

したがって必ずこの公団ができて、事業が終了すれば、次々と仕事を見つけていくような形になる、こういうことからいって、最も経済効果を上げ、最も国家的に見て、合理的な形でいかなければならぬものが、どちらかという、役人の非能率とか、悪いところだけとって、その公団というものが生き延びていく、こういうことであつては私はいかないと思つてます。

したがって、この公団というものの将来というものを、とりあえず、これで発足しますとか何とかいうのは、私は非常にいいかげんな答弁であつて、いかんと思つてます。

したがって、少なくともこの公団が発足するにあつては、相当やはり、将来の見通しというものを持っていかなければならぬのじゃないか、このように思っていますので、そういう点があるというふうに思われますので、お伺いしているのです。しかも藤山長

官のおっしゃる通りに、まあセクトではないというのですけれども、でき上ったものを見たところが、建設省だけのなわ張りできておる。これでは私は、いけないじゃないか。先ほど言ったように、下流における水行政の中に一貫された、しかも能率的なものになる、そういう国民の期待にこたえる公団でなければならぬ。私はそう思うのです。

したがって、今の答弁は、まことに不満足なんです、どういふ気持ちで公団というものを発足させ、将来というものを、どのように考えているか。これは建設大臣から、基本的な問題でございませうから、お答えいただきたいと思つてます。

○國務大臣(中村梅吉君) 私どもの考えとしては、あくまで促進法が基本でございまして、促進法でできた開発水域の指定なり、あるいは基本計画なんというものを実施するのが公団で、公団は、すなわち事業実施機関である、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、先ほど来人員構成などの予想についてのお尋ねがありまして、企画庁の開発局長からお答えもございまして、これは発足当時の差し当たり的人员は、どのくらいに考えておるか……これしか言えないわけでありませうから、その点を、大体四百名程度と申し上げたと思つてますが、実は、たとえば矢木沢とか下久保とか、建設省が現に計画をして測量や設計や用地買収に着手をいたしておりますもの、たとえば利根川水系が、本水資源開発の指定水域になりますと、その区域に入りましますから、入りますものは、公

団のほうへ引き継ぐのがやむを得ないことであらうと考えておるわけですね。

したがって、その人員も引き継いで、人員構成の中に入つていただくことになりまします、しかしこれとて、全部とられては困るわけでありまして、建設省としては、利根川水系が水資源開発の地域になって、そのほうでやるにいたしまして、建設省としては、ほかの区域の河川改修やあるいは多目的ダムや、そういう事業は引き続き活発にやらなければならぬわけでありませうから、これらの基本的な人員を、そつくりとられたらば建設省の使命達成が行き届くようになりますので、それも困るわけでありませう。したがって、まあその点、そういう具体的の場合になれば、人員構成等については、十分話し合ひまして、双方都合のいいところに落ち着けていく以外に方法はないのではないかと、かように考えるわけですね。

それから、まあ発足当座は、その程度にいたしまして、差し当たり利根川水系、荒川水系というのが指定になりますと、これは将来、だんだん仕事に軌道に乗つて来るに従ひまして、私は相当膨大な人員になる可能性があると思つてます。また、相当な陣営にならなければ、活発な水資源開発はできないと思つてます。

それと、もう一つ申し上げておきますことは、近ごろでは、まあ建設省が事業を実施いたします、直轄で行ないます直轄事業にいたしまして、役所の人員というものは、測量、設計及び主として用地の買収の作業に携わる人間でございまして、事業の実施それ自体は、ほとんど請負事業でございませう。

さらに測量にいたしましたも、近ごろでは建設省の事業が非常に膨大になりましたので、道路にしても、河川関係にいたしましたも、役所の人間が設計をしておつたのでは、これだけの事業量の増大に定員数は相変らずということではできない。最近、幸い民間に、日本でも民間のコンサルタントが非常に発達してきて、民間のコンサルタントが、役所の設計陣営よりもよほどすぐれたものがたくさんできてきましたので、おもなものは、そのコンサルタントを活用しまして、民間の権威ある機関に設計をしてもらう、こういう方法をいたしておりますから、おそらく水資源開発公団が事業を実施するようになりまして、私は、そういう方式でいくようなと思ひます。

ですから、大部分のものは、基本的なものがきまれば、また、そして用地買収ができれば、あとの建設作業はコンサルタントなり、あるいは請負業者なりにやっていただくということになつていくかと思ひております。それとも一つ、ついでに申し加えておきますが、先ほど愛知用水公団との関係のお話が出ました。これは前国会に並行して国会に提案をいたしましたところには愛知用水公団は、水資源開発公団ができましたならば吸収をしたというのが建前でございましたが、ところが、水資源開発関係の法案が流産をいたしましたので、愛知用水に豊川をつけた改正案が成立をいたしました。そこでそのほうは、すでに軌道に乗つてやつておるわけでありまして、今すぐにとりやるかということとは、私ども考慮の余地があると思ひますが、性質は、仕事自体は同じような仕事でございますから、将来やはり、合体をしてやるのが理想ではないか。

一面、愛知用水公団も豊川の改正をいたしましたので、事業が縮小されましたので、人員に過剰があるということも承つております。そこで過剰があれば、この公団ができたから、早く吸収してあげるほうがいいのじゃないかというふうなことも考へておるわけでありませんが、それらの問題については、今後この法案が成立をいたしましたら、政府内部でも、また愛知用水公団とも、十分協議をいたしまして、遺憾のないようにしていくのが、ほんとうではないでしょうか、こう思つておるわけでございます。

○北村 閣下 大体わかつたのですが、ただ、当座は四百名くらいで発足するが、将来、やはり吉野川なり筑後川なり木曾川水系なり問題が出てくる。そうしますと、相当やはり人員がふくらむのじゃないか、こういうことをおつしやられましたが、大体、私ども促進法でもつて、そういう地域ばかりでなしに、比較的多目的ダムとしてまだ開発する余地のあるものは、それだけの問題ではない、全国的に見て、それだけではないと思ひます。

したがつて、継続してやつていかれる点については希望するものですが、しかし、限度があるでしょうから、問題は、私がお伺ひしているのは、これはもう、必ずと言つていくらい整理なり何なりの問題が出てくるわけですね。公団が解散するときの問題が出てきます。したがつて、これは仕事ですが、今必要だからといって膨大に抱えてしまふという、解散するときには非常に困難をきたすわけですね。しかしながら、事業が減つていくのに、膨大な人間を抱えておくことはできない。これです。人員の整理の問題に頭を悩ますわけですね。これは従来の公団の経験からいって、そうなんです。

したがつて私は、先ほどお伺ひしておる将来の公団の長い見通しというものを伺ひしたのでありますが、まあ、事業がふくらむから、人間がふえるだろうというのことはなしに、やはり今、話題にちよつと出てくる程度の水系における開発が終わつたならば、この公団は解散するのか、あるいは促進法が相当長い期間にわたつて、しかも公団というものの将来性というものが約束されるのかどうなのか、そうでないかという、そこへ行くものは、實際は身分的に不安なんですよ。五年、十年ならいいです。それぐらいの間なら、若干給与もよくなるから、進んで行く人もいえるかもしれない。しかしながら、五年で終わつて、それじゃ建設省へ帰るといふときに、引き取つてくれるのかどうか、身分上の問題が、必ずつきまとうわけでございますから、それで、しつこくお伺ひしておるので、私には、この公団を発足する場合には、必ずこの将来の身分というものを考へた中で運営していただくものでない、これはもう当然のことです。大臣も考へておられるだろうと思ひます。この点がありませんから、実は公団の規模や事業の将来性というものをしつこくお伺ひしておつたわけですね。

これは、あとからつけ加えて御答弁いただきたいと思ひますが、次に、御質問申し上げたいのは、指定水系が、利根川と淀川ということでございます。

るので、とりあえず利根川の問題に關連をいたしまして、農業的な農業水利事業、こういうものに關連をしてお尋ねいたしたいと思ひます。指定水系が、まず利根川水系におきまして、流域におきます農耕地の面積が、大体五十一万町歩―五十一万ヘクタールというふうにいわれております。その流域の面積におきまして農耕地の率は、今の五十一万町歩が、大体耕地率からいふといふと三〇％に達しておる。そういう点からいって、日本の国土の一七％が農耕地でございますから、そういう点からいへば、利根川における三〇％の農耕地というものは、全国的な規模からいふても、相当高い比率を示しているわけでございます。したがつてこの利根川の水開発という問題と農業水利というものは、私は切つても切れない縁を持つておる、このように思ひるのであります。

この半面、東京都の上水あるいは工業用水、千葉地区を含めて、そういう要求が非常に強く今日出てきて、この開発促進法というところになつておる、このこともわかるのでございますが、今度の多目的ダムの矢木沢ダムなり下久保ですか、それから國原、川俣ダムが、大体多目的ダムとして、これが直ちに公団に引き継がれるかどうか知りませんけれども、そういう構想が、すでに調査等されておるわけですね。その灌漑面積を見ますと、國原の場合にはちよつとわかりませんが、この三つのダムの灌漑面積が、大体五万ヘクタール程度であるという計画になつておるようでございます。数字的には、あまりはつきりいたしませんけれども、私の調べたところでは、そういうふうになつておるようでございます。

先ほど申し上げました農耕地の五十一万町歩のうち、約三十三万町歩といふものは畑地であるわけでございます。二十万町歩が水田、こういうことになつておるわけですね。しかもこの關東における利根川水系における利水の關係からいまして、年々旱魃にありつゝ問題が実は出ているのであります。それと、今申しました過半を占めるところの畑地といふものは、今後相当灌漑を必要とする、こういうふうな思われるのであります。

ところが今申しましたように、この多目的ダムの灌漑面積が約三十三万町歩程度でございますから、まだまだこれは灌漑といふ点からいへば問題が出てくるのじゃないか、このように思ひます。したがつて多目的ダムの点からいって、これらの農業以外のほかの工業、上水道その他の用途もあるものでしょうが、これらの点からいふといふと、まだ私は利根川水系における農業水利といふものは非常に重要な問題を含んでおるのじゃないか、このように思ひます。

したがつて、お伺ひしたいのは、ここでダム建設がなされて、開発促進といふことでいくのでありますけれども、この多目的ダムといふことでもつて、これが中心で仕事は終わるといふことになりまして、灌漑面における他の恩恵を受けない点が、なおざりになつてくるんじゃないかといふふうに思われるのです。これは農林關係からも御答弁いただきたいと思ひますが、そこで、この多目的ダムができるために農林省の規模が、この利根川水系における規模が、当然縮小さ

しかしながら、そういう点からいって、今までの国営事業というものは、これは公共財産でありますから、そのための経費というものは、負担する必要がなかったわけですね。ところが、今言ったように公団になりましたと、企業財産を管理運営していくために、当然、この経費というものは、その公団が生み出していかねばならない。

そこで、先ほど言ったように、売水という問題が起るのですが、その慣行水利権というものを尊重していくというところは、いろんな場合が実は出てくるわけですね。もうその地帯等において、今まで水のなかったところに水がいく場合には、これは農民として、当然受益者負担というものを要するの

あたりまえだ。これは当然でございます。ところが、私の言っているのは、今までの施設であれば、取水口その他において、従来水がきておったところが、水路が変つたために、くるべき水がなくなつてしまふ。そこで慣行水利権が、既得権というものを剥奪される問題が実は出てくるわけでございますね。そういう場合に、水路を建設し、末端の水路へいく場合に、従来よりは便利になったという問題が出てくるわけでございますね。しかも、水が、早晩その他において心配のないようになつた。ここで起こってくる受益者の既得権の問題、それからそれに付加される利益の問題、こういう問題が出て参ります。そこで、受益者の負担という問題で、必ずこれは問題が出てくるというふうに思うのです。

ところが、農業政策上の問題として、水利事業をやつた場合に、国または公共団体でやる場合には、これは農業の負担として見るべきでない。そういうことで、国の政策上として見られるもの、そういうものは、農民の負担にならない場合が、従来の国営事業なり県営事業の中にいふんあるわけでございます。ところが、今度公団になりましたと、そういうものが、すべて受益者というところによつて、従来農業政策上負担しなくてもよかつたものが、負担しなければならぬ、こういう問題が実は出てくるのではないかと、これが想像できるのであります。

そういう点からいって、一体、こちら辺のところが、どのように調整せられるものか。先ほどの建設大臣の御答弁のように、慣行水利権というものは尊重するという立場に立つて、農民には絶対迷惑をかけないようにするんだと、こういうようなことであるようにございまして、この農業政策上の農民負担にならない分というものの評定というものが非常にむづかしい問題だと思ふのですが、したがつて、そういうものまで考えられて、農民の負担というものがなされていくかない。こういうふうに理解していいのかどうか。

この点について、これは非常にむづかしい問題なんです、一応、お伺いしておきたいと思うわけでございます。

○説明員(高谷彰介君) ただいまの御指摘の問題でございますが、愛知用水公団が建設いたしました施設は、これは公団の所有の施設でございます。この管理をどういうふうに行っているかというのを申し上げますと、今度の水資源公団が行ないます、その前例になるかと思ひますので、御参考になるかと思ひますから申し上げますが、愛知用水公団の場合には、従来の国営事業に類します幹線施設、それから県営事業に類します支線、それから団体営その他、このまかしのものがあつたわけですね、これを一括公団が施行いたしましたので、そのうち、国営に相当いたしました部分につきましては、施設の管理費、これは、人件費も含むのでございまして、これにつきまして、国から半分の補助を受けるということになつたわけでございます。

これは三十六年度から、そういう予算がついておるわけでございます。御参考までに申し上げます。

○北村暢君 時間が過ぎましたから、あと、しつこく申し上げませんが、今の答弁では、ちよつとやはりはつきりしないのです、私の聞いたことと……したがつて、公団の、国の政策に付随するものは、二分の一、国で、国費でもつて補うから、政策面において、その幹線水路なり何なりの分については、農民の負担にならないと、こういう御答弁だと思ふのです。

それは簡単に、それだけではいかな問題でございますが、今後については、慣行水利権の保護の問題と関連して出て参ります問題でありますから、この受益者負担の問題については、やはり私も、どうしても農業政策上の問題を十分考慮してやつていただきたいというところで。

出てくるわけですね。水がきて非常にありがたいが、その水が使えない、農業経営の実態からいって使えないという場合が出てくる。こういう場合があるのでございますから、私は、今申し上げる点は、そういう問題で、十分考慮された、いわゆる農業が、上水道なりあるいは工業用水なり、電源用水なり、こういう量によつて料金を払うというふうなところまで近代化されておられません、農業そのものが、劣性産業である、こういうことを勘案して、今後の公団の水開発というものは、十分農民の立場というものを考へて、この受益者負担なり何なりというものが考へられるべきである、こういうふうな主張を持つてゐるわけです。

したがつて、そういう点からいまして、今後の公団の運営にあつたが、十分その点をひとつ、考慮に入れたらいい、こういうことを要望いたしまして、終わります。

○委員長(後藤義隆君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(後藤義隆君) 速記を始めたいのですが、おられませんので、建設大臣に質問いたします。

今までの答弁を聞いておきますと、必要があつて、どうしても水の必要があるところより、水資源があるから、これを開発してやればよいというふうなところに重点を置いて、この公団ができる、そういうふうには私は答弁を聞いて受け取つておりますが、たとえば産炭地地域の水の問題とか、さつき答弁された新産業都市の水の問題などは、焦眉の問題でありまして、非常に急いでゐるのかかわらず、第二次、第三次と、先の方に追いやられてゐる。そういう点で、この充足する水資源公団というものは、いわば愛知用水公団みたいな、水を開発すればもうかるというふうなところに重点があつて、公団が設置されるように、私は印象を持ったのであります。その点について、もう一回御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 日本の国が、だんだんと発展して参りますと、水がますます貴重になりますし、高度に、しかも総合的に合理的な使用をいたさなければならぬという方向になつていくわけでございますが、特に最近地盤沈下等を起こしまして、工業用水初め地下水使用制限を行なうことが焦眉の急務になつております。地域のつきましては、これはまづ先に、この制度ができましたら、適用地域にいたしまして、水資源を開発して、そして地盤沈下の防止に寄与し、一面、上水道も——人口の過度の集中を防止する態勢をととのえております、そういう方針でおりますけれども——何と申しましても、自然の現象として過度の人口集中を来たしまして、集まつた人に水道用水を供給することも、絶対の要策でございます。そういうようなことに関連をいたしまして、工業用水、水道用水、あわせて農業用水等の充足をはかる必要のある、緊急性のあるところから手をつけていくと、いろいろの現在の考え方でございます。したがつて、さしあたり、この法律が成立をいたしまして、まづ先に指定水域にしようという考えはどうかと、

決定的には審議会の議を経てきまるわけでございますが、心づもりはどこかと言われれば、先ほど来企画庁長官が申されましたように、利根川水系、淀川水系等がまず先であるかと、こゝういふようなわけでありまして、第一条に掲げておりますところは、どうも後進地域の開発とか、あるいは将来さういふ水の需要の起ってくる場所に備える態勢でないではないか、こゝういふ御議論が衆議院の審議段階におきまして、活発に議論をされました。私もこの点は、第一条の表現につきましては、もつと幅広く、將來この公団ができました、この制度ができましたから、発展的にいけるような道を開いておくことがいいのではないかと思つておりましたら、そのような趣旨の修正案が可決をされました。私もこの修正を喜んでお受けをいたしまして、さういふ精神で今後運営をしていきたいという心がまえでおるわけでございます。

○小柳勇君 北村委員の質問に対しまして答弁を聞いておりますと、まだ事業の規模も、予算その他未確定のようでありまして、さうしますと、たとえば第一次指定、第二次指定などについてもまだ未確定だと存じますが、さうでございましょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは想定として、いろいろこの法案を立案する段階で考えられておるわけでございますが、建前として、あくまでも公正な学識経験者の方々にお集まりをいたしまして、こゝで十分論議を尽くして、審議会の議を経て内閣総理大臣がきめていく建前でございまして、今のところとしては、あまり立案

段階で頭の中に描きましたことを申し上げることは、われわれいかがかと思つておるものでございまして、さしあたり、とにかく法案が成立してスタートすれば、利根川水系、淀川水系あたりはまず先に指定水域にすべき地域である、こゝう考えておるのが現段階であります。

○小柳勇君 部分的になります。北九州総合開発の中で、筑後川の総合開発や、あるいは産炭地振興におけるさういふ問題、それから豊前平野などの灌漑の問題などで、建設省で現在の筑後川の総合開発については調査研究されておりますが、建設省だけの問題ではございせん。したがつて、こゝういふ緊急を要する問題こそ、利根川や淀川に匹敵する水資源開発の緊急を要する土地だと考えますが、大臣の御見解をお聞かせいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も全くと同じように考えております。木曾三山関係につきましても、これはもちろん重要な場所ではあると思ひますが、幸い愛知用水公団ができて、愛知用水公団による開発が一応できておりますから、利根川水系、淀川水系に次ぐものが北九州の関係であろう。しかし、おそろくこれも審議会ができました、世論の要望を伺いつつ進めることになりまして、われわれは遠慮した表現をいたしておりますが、世論のいかんによりましては、同時に指定水域にして開発をすべきだということになるかもしれない。私も当然この北九州、特に筑後川水系のごときは、洪水調節の上からいいますと、かつて大災害を起こした地域でもございまして、洪水調節をあわせて水資源の総

合開発をする緊急性の非常に高いところであると、こゝういふように考えております。

○小柳勇君 最後に雇用問題について一言触れておきたいと思ひますが、たとえば失業多発地帯などでこのような事業を起こす場合には、請負人にまかせつ切りでは雇用の促進はあり得ないわけですね。しかも、その地域でさういふ事業が起りますと、失業者を吸収しなければならぬ。今私は具体的な例として、たとえば道路公団などで切符を取る職員がおりますが、若い学校を出た青年がたゞさん雇われている。さういふ人は工業用地帯に回していただいて、たとえば身体障害者とか、あるいは退職者とか、さういふ人を、中高年以上の就職などを考えるべきであらうという意見を持つております。さういふものも、決算委員会などで、あるいは予算委員会などで発言いたしますが、なかなか実現しない。それは雇用の問題は、その公団の権限にまかせられておるからであります。したがつて、こゝういふような充足するときに、国全体の雇用政策などは十分に検討して、請負に出すにしても、国が雇用の面についても相当の示唆をするなり、あるいは指導をすることが必要と思ひますが、たとえば、これができた場合に、さつき意見によりまして、仕事は一切請負にまかせるとすると、ありますが、国全体の雇用の問題など、さういふ問題についても御配慮されておるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も、実は有料道路を通るたびごとに、非常に若い、まだ働き盛りの人が、あひつた

重労働でない仕事に従事している現状を見まして、折を見たら道路公団のほうにも注意をいたしまして、もつと若い人の職場は職場に転換をいたしまして、適切な雇用政策をやつたらどうか、またやるべきであるということに注意をいたしたいと思つておりました。さきでございまして、まことにこの点同感でございまして、あわせて、たとえば北九州における筑後川の水資源総合開発をやるようなことになりまして、その方面に過剰労働力があるということになりますれば、現在国直轄の事業におきまして、請負に付したほうが都合のいいところは請負に極力付して、役所の人員をふやさぬようにいたしておりますが、あわせて、労働力の関係を見まして、直轄事業で、しかも直営でやつております部分もあるわけでございます。これらも当然、私もまた、内閣総理大臣の中心の機関でございまして、われわれも政府部内としましては、それらの点を繰り込んでやるべきものであると思ひます。それから、弾力的な運営をするように進言もして、また自分たちで発言のできる範囲内におきましては、発言をして進めて参りたいと思つております。

○小柳勇君 終わります。

○委員長(後藤藤隆君) 速記をとめて。

○委員長(後藤藤隆君) 速記を起し。

○秋山長造君 建設大臣にお尋ねいたします。水資源の問題は、先ほど来各委員から質問がありまして、その影響するところ、また関係の面が非常に大きくて、複雑だということは

申すまでもないわけでありまして。さうの連合審査にしても、これだけ大規模な連合審査が持たなければならぬといふことも、その一つの現われだと思ひます。法律の関係にしまして、従来これに類似した法律がずいぶん出ておるわけですね。国土総合開発法とか、あるいは電源開発促進法とかいふようなものから、さらに議員立法で続々やりましたが、全国各地に全部それぞれの開発促進法といふものができて、すでにそれぞれの開発計画といふものを立てて実施に移つております。さらにそのほかに、今度はまた各都道府県それぞれにおいても、その都道府県内の総合開発計画といふものが、それぞれ、これまで例外なしに持たれて、それに基づいて、水系の開発をも含めた、いわゆる総合計画が立案され、実施されつづけるわけなんです。その中に、またこゝでこゝういふ法律を作られるということになりますと、同じような名前の、大体似たり寄つたりな開発計画といふものが、大小さまざま、あちこちそこら辺でできることになるのですが、さういふもの、総合的な調整といふことが、きれいな言葉で言へば総合的な調整といふことになるので、さういふもの、一体さういふ取りまとめといふものは、だれがどういふようにしてやつていくのかといふことを、まずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 私は、この水資源開発促進法及び公団法は、いわゆる国土総合開発の水資源に関することを担当する部門で、国全体の国土総合開発の一部をなすものであると思ひのであります。所管としましては、国

入り込んで、みんなにマッチするよう
に仕組んでいくと、こういふふうな考
え方になるのではないかと、私どもは
考えておるのでございます。一番将来
の処置をどうするか困りますのは、あ
の特定地域の開発計画というものが、
比較的初期にできましたものをどうす
るかという問題がございまして、そ
ういふ体系の問題が残ることは事
実でございますが、考え方としてはそ
ういふふうに取り運びたいと思つてお
る次第でございます。

○秋山長造君 私がお尋ねしたこと
少しお答えの角度が違ふのですけれ
ども、それは今直ちに、あなた方が予
定されておる利根川とか淀川とかい
うよりなものは、これはただ一地方の
川という以上は天下の名だたる大きな
水系なんですね。こういったものにつ
いては、その地域での従来の開発計画、あ
るいは国で今度やる開発計画にして
も、あまり抵触するようなこともな
いと思ふのですよ。だけれども、
さつき言いましたように、各府県がそ
れぞれにやっていると、やはり
地域々々の総合的な開発という角度
からやっていると、おのずか
ら、今度のこの法律に基づく国がお
やりになる場合とは食い違ふ点が出て
くることは考えられる、十分です。か
ら、そういう場合の矛盾を調整してい
く具体的な法律上の方法としては、そ
れはもろろ中央地方だといったと
ころで、常時不調にいろいろ公的、私
的に連絡があることですから、あと
で話されて全然別なことをやるとい
うこともこれはないけれども、しかし、
法律上の保証として、この地方におけ
る各都道府県が持つておる総合開発計

画と、この促進によるこの計画との上
で調整ということ、やはりさつき建
設大臣がおっしゃったように、都道府
県知事の意見を聞いてという言葉でこ
こは保証されているのかどうかと、こ
ういふことを聞いているのですから、
それがイエスカノーか言うて下され
ば、それでいいわけですか。

○政府委員(菅太郎君) 今の点でござ
いまして、その意見を聞くという点、
その法律的方法を非常に活用するわ
けです。そのとおりでございます。し
かし、そのみでなくて、調整のこと
は、この全国総合開発計画がござい
ますと、既存の府県の開発計画などは、今
度いよいよ三月に全国計画がすべり出
します際には、それとやはり調整をも
う一ぺん合わすように、もう一ぺん練
り直す必要が当然出て参ると思つて
ございまして、それから、その全国
計画に従つて今度の河川の開発利用
の、これはごく専門的な計画がござ
いますと、専門的立場から見れば、かなり
権威のあるものでございまして、そ
のほかに府県の開発計画が歩み寄つて
いくことも必要でございまして、ある
いは地元の事情がよくわかつていく
からいふならば、府県計画のほうが権威
があるともいえるかもしれません。か
ら、この開発計画のほうから歩み寄
ることがあるかもしれませんし、そ
ういふ調整は、今おっしゃいましたよ
うに、知事の意見を聞くというこの法律
的方法は、それを中央で所管してお
られます各主務大臣の間の協議を、
総理大臣が経済企画庁長官を通じて調
整されるという、内閣の統一を保持す
る総理大臣の機能によつてそれを調整
していくという面もあると思ふので

ございますが、今の知事の意見を聞く
という点は、最も有力な調整の方法だ
と思つております。

○秋山長造君 時間がたちますから次
に進みますが、第三条の水系の指定で
すね。この水系の指定というものは、こ
れはもう実に大きな問題だと思つて
す。これは国としてもそうでしょう
けれども、その関係地域にとつては、
これはもうあらゆる面できつめて大
きな問題だと思ふ。したがって、こ
ういふ計画が、ほんとうにその地域々々
の実情なり、あるいはその地域の開発
というふうなことを、この第一条に書
いてある言葉とおり忠実にやられると
するならば、まず水系の指定のとき
に、これはもう地方の開発地域の住
民の意思といふことが、それから利
害関係あるいはその地方々々の特殊事
情、そういうものをよくよくしん
しゃくをしておやりになる必要がある
のじゃないか。これはもう水利権の問
題なんかその最たるものです。そこ
で、この水系の指定については、私
は、ただ、おさなりに都道府県知事
の意見を聞くというよりなことでなし
に、もう一歩突っ込んで、たとえば都
道府県議会の議決を必要とする、つま
り知事が意見を言う場合にも、ただ自
分が勝手に言うのじゃなしに、都道府
県議会の議決を得た上での意見でな
きゃならぬ。で、その都道府県議会の
議決というところでチェックされるこ
とによつて、おのずから関係地域の住
民の意向といふものがしんしゃくされ
る、具体的にしんしゃくされる一つの
機会になるだろう。この点をなぜおや
りにならぬかと思ふのです。今手元
に資料として配られたこの衆議院の附

帯決議ですが、今回のも附帯決議がつ
いていますが、大体同じようなことが書
いてありますが、前の国会での附帯決
議を讀んでみますと、やっぱり衆議院
においても、この府県知事の意見を非
常に重要視されておるようでありま
す。つまりその意味は、ただ形式的に
知事の意見を聞くというよりなことで
は不十分じゃないか、不十分じゃない
か。もう一歩突っ込んで、やっぱり
もつと何か、知事の意見を聞いてとい
うのは、これは取りよるによつては、
意見が聞ければいいのじゃないか、こ
ういふことにもなるわけですね。だ
からもう少し突っ込んで、たとえば
「関係行政機関の長に協議す」とい
う協議という言葉をいふん使われ
ていますが、協議とか、さらに突っ
込んで、知事の同意とかね、そういう
言葉を使ふか、あるいは、今申し上げ
ましたように都道府県議会の議決を
必要とするというところまでいかな
ければ、これはほんとうにこの水資源
の開発という事業が、その言葉、この第
一条に書いてあるように、その地域地
域のやつぱり総合的な開発にまたな
つていくという効果が、私はなかなか
期待できないのじゃないかというよう
に考へるのです。その点いかがでし
ょうか。このただ同意というよりな、
意見をきいて」というよりなことでなし
に、都道府県議会の議決を必要とす
るというように、もつと強くこのと
ころを規定したらどうかという質問
なんです。

○政府委員(菅太郎君) ただいまの御
質問でございますが、実はこの法案を
作り出す過程におきまして、ずい
ぶんこれは考へをいたした問題でござ
いまして、また過去の立法例から申し
ましても、特定多目的ダムの場合にお
きますときには地方議会の議決を経
ることになっております。こういう立法
例もございまして、また、愛知用水
公団法の場合、あるいはまた電源開発
法の場合のごとき、必ずしも地方議会
の議決を経なくてもいい、そこは自由
にしてある場合と、両方の建前がござ
いまして、どつちをとるかというこ
とでございまして、こういふふうに地方議
会の議決を経ることを条件としますと、
んだら私どもの考えを申し上げますと、
これは当該の府県の内部の問題とし
て、知事が、知事の判断によつて、議
会の議決を経ようと思へば経てもよろ
しい、あるいはまた、地方自治法によ
りまして、そういうことを条例にきめ
たいところはきめてもよろしい。それ
はむしろ府県の側の御判断にまかせ
て、府県内部の意思決定をどうしてい
くかという問題におきかせるものと、
決してそれをやらぬという意味でござ
いまして、それは地方側の御判断に
まかせるといふ意味におきまして、こ
こには条件としては書かなかつたわけ
でございます。

問題はそれ以上に進みまして、単に
意見を聞いてということではなくて、協
議というようにしたらどうかという御
意見は、これは十分考へをいたした問
題でございまして、実は日本の立法例
によりまして、中央の主務大臣が、こ
の地方の知事の意見を尊重します場合
に、協議をするという形は使つており
ませんで、法制の係で、意見を聞いて
というところになっております。この
ことは、必ずしも地方上下の関係とか

何とかいう意味でなくて、つまり中央機関として全国を総括的に見ておるものが、その全国の一部をすべております地方自治行政の首長の意見を尊重します場合の体系としては、意見を聞くという、まあ従来の法制的建前になっておりますから、これを一つは踏襲をいたした次第でございます。したがって、公団が基本計画を作ります、事業実施計画を作ります際、特に公団は当該の府県知事に協議をするという、そういうやはり建前をとっておるわけでございます。実際に意見を聞くといひましても、聞きっぱなしでなくて、もちろん、十分尊重いたしまするし、実際の運営は、協議という文字を使つた場合となるべく近い効果をあげていくことが、円滑に事が運ぶゆえんと思ひますので、この用語の用ひ方は、従来の日本全体の法制的例によりつつ、実際の効果は、まあ協議にしたいといひ、こういうふうに考へておる次第でございます。同意を得ると、はつきり書くかどうかの問題もございすけれども、まず協議のほうに、すべてこう両方が何もかも打ち割つて話し合ふという文字にふさわしいと思ひますので、公団の場合も協議という文字にいたしたてでございます。ただ同意、不同意で、こうびしゃつと不同意、それでおしまひだといふことではなくして、ほんとうにそういう、ひざを交えて協議していくという気持で協議と書きましたてでございますが、同意と書いたらどうかという御意見もずいぶん強うございしたて、また半面この同意が、つまり上流県、下流県の知事の意見などが食い違ふ場合もござい

ます。この際にはある程度中をとつたような案で押し切らねばならぬような場合もあり得るのじゃないかと思ひます。未開発の地域、僻地地域が非常に多いわけですが、そういう方面は非常に工業地帯と比べていろいろな面で地形的な格差というものがひどいのです。ますますひどくなりつゝある。これをどうするかといふことはこれは教育の面にあるいはその他のいろいろな面で非常に大きな問題になつていゝと思ひます。この水資源の開発といふようなことをやられるならば、当然ただ電力会社がダムを作るといふようなことになしに、もつともつとやつぱり国としていろいろな後進地域の開発だとか、あるいはその水系に属する地域の「総合的な開発」といふ「総合」といふ言葉はそういうことを私は意味してゐると思ひます。後進地域の開発といふのは僻地の開発、こういうようなことがこればもう当然車の両輪のごとく伴ふなければ、何も国が法律まで作つて総合開発といふような看板でやられる意味はないと思ひます。そういう点の考慮といふものがこれはもう全然ないと思ひます。衆議院の修正でどこかにちよつと「水源の保全かん養」といふような文言が挿入されておりますけれども、それはただどこかに一条です挿入したただけで、別に、じゃその水源の保全かん養といふことを具体的に、たとえば基本計画のどこにどういふようにしたいか返つて何かといふようなことは何にもないわけですね。やつぱり基本計画を作られる場合には、基本計画の中の幾つかの項目の一つとして私は当然「水源の保全かん養」はもう入んですけれども、その後進地域の開発といふ意味をどうにか必ずやうたい上げておかなければ

これはもうただ、いやそういうことも当然の心がけとしてやりますといふことだけでは、実際にはこれは行なわれぬと思ひます。特に公団が実際に仕事をやっていくんですから、公団がやっていくといふことになれば、これはもう今までの公団がすべてそういうことまで配慮してやられてはおらぬのですから、この水資源の公団だけがそういう後進地域の開発、僻地の開発といふようなことまで、これはとても考へてやるといふことは期待できぬと思ひます。そういう「水源の保全かん養」といふこと、それから同時にあわせて今非常な大問題になつておる僻地の開発、後進地域の開発、こういうふうなものを一体この基本計画のどこに織り込めるのか。

○政府委員(菅太郎君) お答えいたします。もちろんこの法律の主たる目的といひますところは、第一条に書いてありますように、「産業の発展及び都市人口の増加に伴ひ、今度修正された文言で言ひますと、「用水を必要とする地域に対する水の供給」といふことになつておりました、主たるやつぱりねらいは今申しますこの流域、特に下流にありまます都市の工業用もしくは上用水及びその流域の途中にありまます灌漑用水にそれを利用することが主目的でございますので、ことに上流、水源地方の後進地域の開発といふことは、それ自体のもちろん目的には入つておりませんのでございしますが、しかし、この格差は正、後進地域の開発のやましい当今の政治情勢下におきまして、こういう法律を作ります際にもそういうことを考慮しないといふ立案の

仕方はないと思ひますのであります。したがって、ここにこの法案でどこどこに御注意をしていただきましますと、たとえば第三条に「広域的な用水対策」とあるこの「広域」といふような文字を使ひましたのは、特にそういう上流水源地帯のこと考へるというやうな意味をもちまして書きました次第でございます。それからことに第四条の三項におきまして「基本計画には、治山治水及び電源開発について十分の考慮が払われていなければならぬ」といたしました「治山治水」といふことの中に、やはりこの水源の涵養、砂防といふやうな問題も十分考慮せなければならぬといふ意味を含めたわけでございます。

それから、われわれの側から衆議院の修正のことを引き合ひに出しては恐縮でございますが、衆議院が改正をされた点なども、私も喜んでお受けをしたいと思います。お聞き点の第一一条の修正も「水源の保全かん養」と相まつて、というやうな文言が入りまして、なおまた今の申し上げました第四条の三項には、衆議院の修正におきましては考慮すべき点として「治山治水」、「電源開発」のほかにも「一つ加へまして「当該水資源開発水系に係る後進地域の開発」、これについて「十分の考慮が払われていなければならぬ」といふふうに修正がされました。これらの点を含めまします。やはりこの法案の直接の目的自体は、その流域の後進地域の開発を直接の目的にいたしてございせんけれども、そういう後進地域の開発についても十分考慮する。あるいは主として建設省、農林省がお作りになります治山治

○秋山長造君 この法律は、水資源一般の開発といふことになつておりますけれども、まあ先ほどの話によりまして、とりあへず、利根川と荒川というやうに、幾つかすでに予定されておるわけですが、まあ将来の問題もありまますからお尋ねするわけですけれども、電源開発といふやうなことがやつぱり主になるだらうと思ひますが、やはり一電力会社が電源開発をやるといふやうな場合と、それから国がこの法律によつて水資源の総合開発をやるといふ場合とはだいぶ角度が違ふなかならぬと思ひます。にもかからずこの法律案を讀んでみまますと、公団法案のほうでもそうですが、水の開発といふことと、あるいは利用といふことはつかりで、その前提になる水源の保護だとか「涵養」といふようなことは全然うたわれてないし、それから一番大切なことは、大体ダムなんかを作られるといふ

よりな地域は、これは地方行政の面から見るといふゆる後進地域なんですね。未開発の地域、僻地地域が非常に多いわけですが、そういう方面は非常に工業地帯と比べていろいろな面で地形的な格差というものがひどいのです。ますますひどくなりつゝある。これをどうするかといふことはこれは教育の面にあるいはその他のいろいろな面で非常に大きな問題になつていゝと思ひます。この水資源の開発といふようなことをやられるならば、当然ただ電力会社がダムを作るといふようなことになしに、もつともつとやつぱり国としていろいろな後進地域の開発だとか、あるいはその水系に属する地域の「総合的な開発」といふ「総合」といふ言葉はそういうことを私は意味してゐると思ひます。後進地域の開発といふのは僻地の開発、こういうようなことがこればもう当然車の両輪のごとく伴ふなければ、何も国が法律まで作つて総合開発といふような看板でやられる意味はないと思ひます。そういう点の考慮といふものがこれはもう全然ないと思ひます。衆議院の修正でどこかにちよつと「水源の保全かん養」といふような文言が挿入されておりますけれども、それはただどこかに一条です挿入したただけで、別に、じゃその水源の保全かん養といふことを具体的に、たとえば基本計画のどこにどういふようにしたいか返つて何かといふようなことは何にもないわけですね。やつぱり基本計画を作られる場合には、基本計画の中の幾つかの項目の一つとして私は当然「水源の保全かん養」はもう入んですけれども、その後進地域の開発といふ意味をどうにか必ずやうたい上げておかなければ

ればこれはもうただ、いやそういうことも当然の心がけとしてやりますといふことだけでは、実際にはこれは行なわれぬと思ひます。特に公団が実際に仕事をやっていくんですから、公団がやっていくといふことになれば、これはもう今までの公団がすべてそういうことまで配慮してやられてはおらぬのですから、この水資源の公団だけがそういう後進地域の開発、僻地の開発といふようなことまで、これはとても考へてやるといふことは期待できぬと思ひます。そういう「水源の保全かん養」といふこと、それから同時にあわせて今非常な大問題になつておる僻地の開発、後進地域の開発、こういうふうなものを一体この基本計画のどこに織り込めるのか。

○政府委員(菅太郎君) お答えいたします。もちろんこの法律の主たる目的といひますところは、第一条に書いてありますように、「産業の発展及び都市人口の増加に伴ひ、今度修正された文言で言ひますと、「用水を必要とする地域に対する水の供給」といふことになつておりました、主たるやつぱりねらいは今申しますこの流域、特に下流にありまます都市の工業用もしくは上用水及びその流域の途中にありまます灌漑用水にそれを利用することが主目的でございますので、ことに上流、水源地方の後進地域の開発といふことは、それ自体のもちろん目的には入つておりませんのでございしますが、しかし、この格差は正、後進地域の開発のやましい当今の政治情勢下におきまして、こういう法律を作ります際にもそういうことを考慮しないといふ立案の

水十カ年計画等をも十分それを心に入
れて、それに適合するようにするとい
う意味は、こういうところにとこと
ころ現われておるわけでございます。

それで、この法律自体では含まれて
おりませんけれども、政府としまして
は別の法案をもって山間僻地の開
発、たとえばいよいよ来年度から自
治省がおやりになろうとしておりま
す、山間僻地の公共施設の促進に関
するいろいろな方法をきめました法律案
を出されようとしておりますが、そ
う問題とかいろいろまた後進地域
の開発の対策を講じていく、あるいは
補助率のアップでありますとか、い
ろいろなことがございまして、他の
方法においてまたそういう後進地域の
開発には十分力を入れていくように、
政府全般としては考えていくことに
なっておりますのでございます。

○秋山長造君 それならそれで実際に
この計画を実行していくのは公団法の
関係になると思うのですがね。たとえ
ば公団の業務として第十八条にすつと
書いてありますけれども、そういうも
のの中に当然先ほど衆議院で修正をさ
れたような水源の保全施設とか、あ
るいは関係地域の開発というようなこ
とがこれは考慮されていなければなら
ぬはずじゃないかと思うのですが、そ
の点はどうですか。

○政府委員(香木郎君) お説のとおり
でございます、公団のやる仕事につ
きましては、御承知のごとく、これは
もう基本計画に基づいてやることに
なっておりますし、ことに工事の施
行につきましては、実施方針を政府か
ら指示していくことになっております
し、また業務の管理方針につきまし

ても政府側から指示することになって
おります、そういう基本計画なり政
府が指示する方針におきまして、やは
り付近の後進地域の開発とマッチする
ように、矛盾しないように計画ないし
方針を定めるつもりでございます。そ
ういう点におきまして関係知事さんの
御意見も十分聞きますし、審議会で
もいろいろな方にお集まり願って、特
に審議をいたしておるのでありますか
ら、それから、なおついでに申し上げ
ますと、いろいろな基本計画を作りま
す際に、将来の後進地域がだんだん
次第に開発されてきます際に要するで
あらう水の点も考慮をしまして、全体
の需給計画の中に織り込んでおきまし
て、将来後進地域が水をだんだん要す
るようになります場合に支障のない
ように考えたい。そういう意味で総合
的とか広域的とかという言葉を非常に
使っておるのでございますが、そうい
うふうに御了承願いたいと思う次第で
ございます。

○秋山長造君 建設大臣にお尋ねしま
すが、この公団法案の二十四条の関係
ですが、洪水のときの建設大臣の指揮
権ということがこれできめてあるのだ
すけれども、洪水のときに水防法等の
関係で知事と公団の関係はどういうこ
とになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の二
十四条は、洪水等の場合における公団
に対する建設大臣の指揮系統を明らか
にいたしましたのでございまして、公団
に対しましては、あくまでこれらの災
害の関係におきましては国家意思を織
り込んで運営するようにさせたい。こ
ういうことでございます。従来の水防

法関係の都道府県知事の権能につきま
しては、別段関係はございません。
○秋山長造君 大水体に対する管理権
というものは地方自治体が持っている
わけであって、ところが公団というもの
がここでききて、そうしてまことに水
利権その他複雑なものからんでおる
水系を、公団が地方自治体の何らの制
約を受けないで、いわば治外法権のよ
うな形で扱っていくことになると思
うのですが、そういう場合の地方住民と
のいろいろな利害関係の衝突、あるい
はいろいろな地方事情との抵触という
ようなことを、どこかでうまく調整を
していく方法を考えておかなければな
らぬと思う。ところが主務大臣が事業
の実施方針を立てるときに都道府県知
事の意見を聞くことになっている。あ
るいは施設管理方針をきめる場合には
意見を聞く必要がないことになってお
りました、(衆議院の修正でそれも意
見を聞くという状態になっております
けれども、その他には全然それぞれの
地域との関係の規制は行なわれてお
らないわけですね。ですから公団の
運営については都道府県はもちろんで
すけれども、関係地方公共団体、関係
自治体との連絡といえますか、調整と
いいますか、そういう点はほとんど慎重
におやりになる必要があると思う。問
題が水という複雑な問題であるだけに
ね。この点についてはひとつ十分御考
慮を促したいと私は思うのです。

それからもう一つ、これは藤山長官
がみえたので、最後に水は水でも私が
お尋ねするのは海の水のほうですが
ね。このことについて長官のもしお考
えがあったらちょっと参考のために
承っておきたい。それは瀬戸内海の問
題なんです。瀬戸内海はこれは単なる
一地方、一地区の問題じゃないと思
います。これはもう全く国が直接取り上
げて参る性質のものだと思ふのです。
一つの例をいへば従来は瀬戸内海は近
海漁場としては世界的なものでこれは
もう願ってもない天然の漁場だったと
思う。ところが瀬戸内海の周辺の臨海
地帯に次々に工場ができていく関係
があったり、乱獲の関係があったりい
ろいろあるでしょう、とにかく最近
ほとんど魚がいなくなつてしまつてい
るということを、私は聞いていますの
です。いろいろなあつちこつち養魚池を
作つたり、いろいろなことを国のほう
でもあるいは地方団体でもやっております
けれども、あの瀬戸内海そのものを
天然の大規模な養魚池ということに
考えれば、これは世界に並ぶものな
いりっぱな養魚池ができて、水産資源
の確保ができるのじゃないかというこ
とを考える。それからその他観光だ
とかあるいはいろいろあらゆる面のい
ゆる総合ですか、瀬戸内海そのものの
総合開発ということ、ひとつ政府は
真剣に雄大な規模をもって取り上げ
られるお考えはないか、お尋ねしま
す。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 前段のお
話がありました公団の運営にあたりま
して、関係都道府県はむろんのこと市
町村等の間の円満な話し合い、実際ま
た運営においても円満にいくように処
理することにつきましては、私どもも
実施にあたって十分注意をいたしまし
て、そうして誤りなきを期していくよ
うにいたしたいと思ひます。

瀬戸内海が非常に、ただいま御指摘
のございましたいわゆる養魚池として
価値もある、また観光資源としての
価値もあり、あるいはその周辺が工場
地帯としての立地条件も具備してい
るというふうな関係から、瀬戸内海を中
心にして何か総合的な開発あるいは施
策というものが考えられないかとい
うお話のようでございまして、現在国立
公園の関係もございまして、そういう
面においての観光的な問題がございま
す。また水質汚濁の防止というふうな
問題についても、今後工業がどんどん
進んで参りますれば、これは現状で
すでに問題になっておりますので、それ
らに對してもいろいろな処理方法を考
えて参らなければならぬと思ふのであ
ります。これを総合的にすべきかすべ
きでないかというふうな問題になりま
す、四国開発あるいは中国開発との
関係もございまして、十分検討をいた
しました上で将来研究をいたしてみた
いと思つております。

○橋本友吉 経済企画庁長官にお尋ね
をいたしますが、この水資源開発促進
法案、公団法案、この二法案の中で、
水資源の総合的な開発ということが各
所に出ておるのでありますけれども、
地下水の保全管理ということについて
一項もこの法案の中に出ていないので
あります、これは地下水というのを
一体どういうふうにお考えになつてお
りますか。経済企画庁の御意見を承り
たい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この二つ
の法案における水資源というものは、河
川の一水系の水を総括して問題の対象
にいたしておるわけでありまして、地
下水等の問題はその対象からはずされ
ておるのでございます。

○樺葉夫君 人口の過度な集中、産業の発達に水資源がますます必要である、重大であるということで、この法案が提案されておるのであります。そこで、私はこの河川水、湖沼水だけの保全と、私達の生活に必要である水資源の総合開発という点から十分ではないか、過度の地下水のくみ揚げ等を行なっており、また、地盤沈下が新潟、東京、大阪、尼崎等で非常に激甚をきわめておる。今回の災害におきまして、十年前の高潮対策のときに計画をした防潮堤の潮位からの高さがそのまま保たれていたら、これはどの災害をもたらさないで済んだ。それが地盤沈下に伴い防潮堤も沈下して非常に災害が大きくなったというように、いわゆる国土保全の見地から地下水というものが河川水と同様に私は重大に考えられなければならないと思うのであります。なるほど大臣が答へる通りに、この二法案によりましては河川水、湖沼水の保全と、地下水の保全と、あることはわかりますけれども、国として、ただいま海水の問題が出ましたが、地下水の保全と、地下水の問題と、総合的に見地から考えなければならぬ問題ではないかと思ひますので、重ねてお尋ねをいたします。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまお話の地下水のくみ揚げによりまして地盤沈下等は、国土保全の上からいいて申すまでもなく非帯な弊害を与えておりますし、またそのために災害等の場合において非常な損害を起す原因になっておりますが、この工業用の地下水等につきましてはすでに規制の法律案がございまして、積極的にその対策を打ち立てておられますし、また

ビル用水等のくみ揚げについては、今後通産省においてそれぞれこれを取り扱います法案の用意をしておられます。ただこの法案には直接積極的な対策は含んでおりませんけれども、消極的にはそういう地下水でもくみ揚げなければならぬような工業地帯に工業用水を持って参ることから、間接的には地下水の保全になるという機能は十分のこの公団の活用によりまして、はかり得ることだと思ひます。

○樺葉夫君 間接的にはなるほどこの公団が発見いたしましたれば、工業用水を不自由させないというふうなことにについては、いろいろお考えになることはわかりますけれども、地下水については政府はこれを一体だれのものとするのか、公有物であるのかそれとも地上権を持つておる者の支配が地下水にまで及ぶという見解を持つておられるのか、こういう点をまず明らかにして下さい。

○国務大臣(中村梅吉君) 地下水は利用の面というよりは現在として、国土保全の面で考慮しなければならぬ段階にきておる、とわれわれ考えておるわけでございます。したがって、今企画庁長官からお話がありまして、工業用水法については一応工業用水法がございしますが、これとてまた新たに井を掘りましてくみ揚げすることを禁止しておりますが、実情としてくみ揚げしている者に対してはまた強度の規制をしておらないのであります。これは要するにこれを完全禁止をいたしたためには、それを補うべき工業用水というものが整備されなければ生きていく人間の首を締めるようなことになってしまいますが、したくもできない

というのが現状でございます。また大阪のごときビル地帯があいつた災害をこうおぼしめて、これらは主として工業用水ではなくしてビル用水のくみ揚げということにあるわけでありまして、これもすみやかに規制をする必要があるという見解に立ちまして、目下その規制措置の立法化を準備しておる段階でございます。いずれにいたしましてもこの地下水の使用制限を強化するためには、それにかわるべき施設というものを国としては配慮しなければならぬので、この水資源開発関係法案にもそういう角度の問題も大きく織り込んでその目的も達成をいたしたい、ということを進めておるよりなわけでございます。

○樺葉夫君 建設大臣の御答へはや私の意見に近いのでございすけれども、別の機会に通産省に工業用水の問題について所見をたしますと、ただいま建設大臣のお答へになることは違ひまして、この地上権を持つておる者の支配が地下水にまで及ぶ、というふうな考えを披瀝されたことがこの五月の国会にございすので、二省にわたつて意見が違ふような場合には、これを調整して政府の見解を述べる役割を経済企画庁はお持ちではないかと思ひますから、重ねて経済企画庁長官の御答へを求めます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私、建設大臣と通産大臣との間に意見が食い違つておると思ひなものでございす。現在ビル地帯の水の規制等につきましては、両大臣緊密な連絡をとりながら法案の作成をしておられるのでありますから、しかしながらもし違ひましたら、当然私としても建設大臣の意

向のように調整をして参りたいと思ひのであります。

○樺葉夫君 地下水について東京、名古屋、尼崎等の分はあまり正確なデータを私に提供していただいておりますが、冷房用の地下水をくみ揚げます八月のごときは月一千万トン、年間を通じて一億トンをこえる地下水のくみ揚げをいたしておる工業用水が大部分でございます。御承知の大阪市の役所でございます。中島でさへ昭和三十五年に十五センチ近くの沈下を見ておるのであります。こういう状態がさらに海岸地帯になりますと、もつとたくさん沈下を示しておるのであります。したがって国土保全という見地から考え、さらに工業用水を不自由なく供給することのできるようにいたしますためには、公団の設置あるいは工業用水道の急速な拡張というふうなことが考えられましようが、これはまあちろん政府として急がしていただかなければなりませんけれども、工業用水道なりビルの冷房用の施設の転換が行なわれた場合には、地下水の全面的な禁止を法律によつて行なうという一歩もろん、地域指定は必要でございまして、それが、そういう御意見でございすか。

○国務大臣(中村梅吉君) お答へいたします。私ももしましては補給をする道が講じられれば全面禁止をすべき地域があると思ひます。いかなる地域もそうする必要はないかもしれませんが、特に阪神あるいは京浜地域のごときは、まづ先に完全禁止を行なうべきものである、こう実は考えておるのでございす。先ほどの御質問の趣旨

にびつたり沿わないようなお答へをしたことになるわけですが、古い概念では土地の所得権は地上地下に及ぶという概念からきたわけでございますが、今日低湿地帯、ことに地盤沈下地帯について見ますと、地下水というものは自分の所有している土地の下だけの水を吸い上げるのじゃなくて、地下において一帯にわたつておる。したがって一カ所で強度の揚水をいたしますと、それが他の方面に影響するといふ現実から考えれば、これは公有物であるという概念にだんだん変わるべき時世がきているのじゃないかと私も思ひます。しかし、それについてもまだ学説的にも議論があるようございすけれども、しかし、それが公有物でないにせよあるにせよ、公共の福祉のために私権をいへども制限ができるわけでございますから、私ども補給の道が講じられて完全禁止をするというところは、国会の議決を経て法律でやりますれば、公共の福祉のために差しつかえないことであり、憲法の精神に反するものではない、こういうふうな見解に立ちまして目下揚水について規制措置の準備を進めておるような次第でございす。

○樺葉夫君 建設大臣は私の意見とだんだん近くなつておられるのであります。私も実はそのことを申し上げようと思つていたのであります。あまり理屈がましくなりましてから二つばかり持つておられます。古いこれは判例でございすけれども、大審院の判例が昭和十三年にも出ておりますし、東京地方裁判所にもそういう何がございす。ですから建設大臣のただいまのお考えのようなこと、この地下水のなんといいま

にびつたり沿わないようなお答へをしたことになるわけですが、古い概念では土地の所得権は地上地下に及ぶという概念からきたわけでございますが、今日低湿地帯、ことに地盤沈下地帯について見ますと、地下水というものは自分の所有している土地の下だけの水を吸い上げるのじゃなくて、地下において一帯にわたつておる。したがって一カ所で強度の揚水をいたしますと、それが他の方面に影響するといふ現実から考えれば、これは公有物であるという概念にだんだん変わるべき時世がきているのじゃないかと私も思ひます。しかし、それについてもまだ学説的にも議論があるようございすけれども、しかし、それが公有物でないにせよあるにせよ、公共の福祉のために私権をいへども制限ができるわけでございますから、私ども補給の道が講じられて完全禁止をするというところは、国会の議決を経て法律でやりますれば、公共の福祉のために差しつかえないことであり、憲法の精神に反するものではない、こういうふうな見解に立ちまして目下揚水について規制措置の準備を進めておるような次第でございす。

○樺葉夫君 建設大臣は私の意見とだんだん近くなつておられるのであります。私も実はそのことを申し上げようと思つていたのであります。あまり理屈がましくなりましてから二つばかり持つておられます。古いこれは判例でございすけれども、大審院の判例が昭和十三年にも出ておりますし、東京地方裁判所にもそういう何がございす。ですから建設大臣のただいまのお考えのようなこと、この地下水のなんといいま

すか、保全管理をやっていたいただきますならば、これは別にこの委員会じゃございませぬ、別の委員会で工業用水道の普及拡張ということが、いかに国土保全の見地からも急がなければならぬし、国としての責任は一体どうなるかというような問題について、これは別の機会に申し上げたいと思うのであります。通産省の御意見は建設大臣からただいま承るほど進んでいないので、二省間にわたって意見の違ひを合、これを調整する官庁がこれは経済企画庁であると私は承りましたしておりますので、経済企画庁長官からひとつ。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 違つておりましたら調整をいたしますが、私も法律には非常に詳しくございませぬからあれでございしますが、しかし地下水をくみ上げることによって地下水は非常に流動性を持つてくる、常識的に考へて私もそうだと思います。政治の問題は、できるだけ法律の障害のない限りにおいては、常識的な判断によつて物事をまとめていくのが適当だと思ひます。法律との関連を考へながら私は今の建設大臣と同じような考へ方を持つております。そういうふうにするだけ調整をして参りたいと思ひます。

○樺葉夫君 御意見を聞いて得心しただけではいかぬのでありまして、ただいま建設大臣なり経済企画庁長官がお述べになりましたような地下水に対する国の意思がきまつていない。今度の水資源関係二法案、工業用水二法案、災害対策基本法案が出ておりますけれども、地下水の規制の強化ということについてはまことに残念な

がら微温的であります。吸い上げポンプの大きさを制限したり、そしてその深さを制限したりする程度の規制でございまして、加うるに従来からの既設の井戸に対する制限というものがございませぬ。こういうものについて一体政府は——建設省はこれから建てる新しい建物の地下水くみ上げをやらないように……、そういう願いが出たら建築許可の際に考へるといふふうなあのいはお考えかもしませぬ。けれども一方どんな工業用水を合わせますと、大阪だけをとってみても年間一億トンも過度の吸い上げが行なわれておる。そのために中心部において十五センチも沈下している。新潟はもつとひどい、こういう状態では困りますので、建物の地下水吸い上げだけを規制するというだけでなく、既存の井戸に対する規制、制限、それから工業用水をこれ以上くみ上げちゃいかぬ、という地下水保全管理という見地から法律を一本にして出される用意がございませぬ。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに議論の存するところであると思ひますが、その方法、程度、こういう問題は非常にむづかしい問題であると思ひます。問題は、大体用水が整備されておりますれば、もう勇敢に一気に禁止する手はありますけれども、まだ大田用水が整備されていらない現状におきまして、どの程度の実効の上がるように制限をすべきか、その調節の度合いというものが私は非常にむづかしいと思ひます。実は現在立法準備をいたしてあります段階におきまして、これらの点を苦慮しつつ各般の資料を集め、各方面の意見を聞きましてこのやり方を検討

しておる段階で、できるだけ効果のあるように持つていきたい。ただ首をしめるようなことにするわけにも参りませんから、その点の調節の度合いというものを勘案しながら進めて参りたいと思つておりますが、現在の段階でございませぬ。

○樺葉夫君 既存の井戸から過度の地下水の汲み上げが行なわれることによって、多数の人が無形の莫大な損害を受けているという事は、これは申すまでもありません。ことに国土が侵食されつつあるという事もこれは事実であります。それを原因がわかつてゐるのに、強力な規制措置に対して国が憚病であるという事は私は納得ができません。国が憚病であるために、その措置を講ずることがおくれおるこのために、どんな国土が侵食され多数の人が迷惑を受け、しかも大きな産業などが今回の台風によつて莫大な損害を受けておるのであります。ですから私はまず国の意思として、こういう地下水の過度の汲み上げが地盤の沈下の原因である、それは九〇%以上原因であるということをお認めになりますならば、これは思い切つた措置をとられる必要があると思ひます。そしてもしそれを禁じた場合に、工業への影響あるいはその他への影響等がございしますれば、これこそ地下水を汲み上げておつた受益者なり地方団体なり国なりが思い切つた考へをもつて対処する、という統一した態度が打ち出されなければ地盤沈下を防止することには私はできない、こう思ひます。で、経済企画庁におかれましては、今度の水資源の法案関係者は四つも五つもございまして、結局あなたのほうへこれ

回つてきたのであります。地下水の問題につきましても、私はひとつ建設大臣のお答えにまかしておかれなくて、なるほど政府としてお前の言うようなことであるなら、早急にこれは考へにやなるまいという態度を打ち出してもらいたい。しかも実力者の藤山さんです、ひとつ政府を代表して御答弁を私、重ねて求めます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) まことに国土保全の上から、また企画庁といったしましても総合開発計画として国土の開発保全を考へておりますから、十分御趣旨に沿いますような考へ方のもとに今後やつて参りたいと思ひます。

○樺葉夫君 社会党はかねてからこのことを心配いたしまして、先国会以来地盤沈下対策に關して独立した法案を出してあります。ごらんいただいたとおもひますが、この法案に対する建設大臣のお考え、いかがでございしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) 一応拝見いたしました。また国会で御審議の機会に接しませんでしたので、なお問題点はあるかと思ひますが、大体今企画庁長官がお答え申し上げましたように、私も少しは地盤沈下対策に向かひましては、できるだけ勇気をふるつて進んで参りたいと思ひます。

○樺葉夫君 この法案に關して御質問をいたしたいと思ひますが、私は今の地下水の保全の問題につきましても、どうかひとつ政府も、どうも通産省と地下水に対する御意見がちよつと違ひます。たゞ、これは御調整の上、政府としての統一した考へを早急に定められ

ることを望んでおきます。この二法案はさしあつたつて利根川と淀川水域の指定が行なわれるというように何つておるのでございませぬが、これは水系を指定されるのと、工業地帯人口の集中状態あるいは産業の発展の状況というふうなものを勘案されて、地域指定として水系の指定とをあわせて考へるといふ御意見はございませぬか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) さしあたり当面緊急にこつした対策を講ずる地域は、やはり利根川あるいは淀川であるからと、こつこつに考へておりますので、その点を申し上げた次第でございませぬ。なおこれは水系を指定いたすわけでありまして、むしろその水系がなぜ指定されるかという背後の理由から申し上げます。それらの地方における関連機構と申しますか、あるいは水系を中心とした公益的な地方の経済的な発展、現在の発展及び将来発展すべき予想されるという条件を勘案して、そしてそれに緊急に十分な用水の便を与えていき、合理的なその使用を進めていく、こつこつと考へてゐるわけでありませぬ。

○樺葉夫君 私が大阪なものですから大阪のことが中心になつてはなはだ恐縮であります。お許しただきたいと思ひます。

この大阪の産業の集中状況、ことに堺における埋め立てを行ないましてコンテナの計画が進んでおります泉南地方一帯にも、工業の新しい土地の造成が進められております。こつこつと、たとえば淀川で供給される水だけでは不足するといふような事態が起くるのではないか、水系の指定だけ

でありますれば、これを日本一降雨量の多いといわれる奈良県の例の大台ヶ原の水を、淀川の水だけで足りないというふうな場合には、新たに水系指定される地域に指定するといふようなお考えで、たゞいま淀川だけの指定といふふうにお考えになつてゐるのでございましょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 淀川を中心にして考えておられますけれども、大阪地方ことに泉南関係の工業地帯等の用水状況等にもらみ合せて、必要があれば他の水系と二つ、これが指定を行なうことも可能でございまして、でありますから、それは全く現地の事情でございまして、私も堺の事情は知つておりますので、そういうお話があることはもつともだと思ひます。

○樺葉夫君 この淀川を考へます場合、琵琶湖のことを考へぬといふわけに参りませんが、琵琶湖総合開発協議会といふのがございまして、そこに近畿地方建設局なども顔を出しておられるようでございますが、一体その琵琶湖総合開発協議会と政府との関係、この協議会で策定された案に対する政府の責任関係といふふうなものはどういふことになりましようか。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は私もこの問題が起きました以来琵琶湖の現状を現地視察に参りました。その際近畿地建の建設局長を帯同して参りました。その際知事及び地元の方々にもお目にかかりまして、琵琶湖総合開発の検討を滋賀県としてもされてゐるようでございますので、地建の局長を初めこちらとしては極力御相談に乗り、研究にも都合のつく限り参画をして、今後琵琶湖総合開発の施策とい

うものに協力態勢をとるよりということをお願いつて参りました。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 基本計画を立てますときには地方のそれぞれの計画といふものを十分取り入れて参りますことは、その地方の知事等とも御協議を申し上げていく關係上当然だと思ひます。したがつてそういう地方的な御意思を十分取り入れ、あるいは設計等技術的な問題については御協議をして若干の変更を加へる場合もございまして、その旨を取り入れていくことについては当然のことでございます。

○樺葉夫君 この法案でいう基本計画の策定といふのは近畿地建も参加いたしまして、琵琶湖総合開発協議会です。ここで作つた案をやはり参考にしたいといふのですか。これを取り入れるといふのですか。重要な資料にして別個の基本計画を策定するといふのが政府の御方針ですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この基本計画を作りますときに、各地にありまして、その計画をそのまま全部取り入れるといふことは、それは政府の別に何と申しますか、基本計画のために今やつてゐるわけではございせんから……しかしそういうものがありますればそれを尊重し、それを十分根幹として考へて基本計画を作つて参りますことは、これは当然だと思ひます。その地方の皆さんがやり、あるいはその地方の地建も参加して作つた計画のことでございますから、相当重要な計画だと思ひますので、そういうものは尊重されて取り入れられていくといふことにならうかと思ひます。

○樺葉夫君 この協議会が、先ほど申しました守山町——堅田間一・五キロのダムを作る、こういう計画を出したのに対して、地元の滋賀県の方は、これはまた別の案を作つておられるようであります。こういう場合基本法案の四条件にいう基本計画といふのは、いずれの案を尊重することになりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 基本計画を策定いたしますときには、そのいづれも尊重いたします。十分にその地方の実情に適するよう基本計画を作りたいと思ひます。

○樺葉夫君 かなり参りますと、総合開発協議会といふものの性格を私不敏で承知いたしませんのでお聞きしなければなりませんが、建設省からひとつお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) これは關係府県の人たちが自主的にそういう機関を作りました。熱心な御研究をいたしておられるように承知いたしております。それで私も参りました際に琵琶湖のちようどくられたところにせきを設ける案であるとか、あるいはそこに橋をかける、その橋は一体そのダムと橋とを合体したものにするか、別のものがあるかといふようないろいろな案があるようでございます。しかしまだこれは基礎的な基本調査が進まない上に立つてのまだ総合研究のようでありまして、それに携わつておるかたがたもまだ基礎的な調査はしてないのだと、水位の問題なども議論はしておりますけれども、一体水位に變動を来したからその周辺にどういふ影響があるか、周辺の地下水分布状態とか地質とかい

うものを権威者を頼んで測定をする必要がある、といふような話も何つて参つたわけでございます。今後、先ほど企画庁長官がお答え申し上げましたように、総合的な基本計画を立てて参りますには、それらの基礎調査をまず十分にして、どこから見てももつともな成案を得ていかなければならないと思ひますから、地元のかたがたがそうして御苦心になつていろいろ研究をされておられますことが、全部そのまま取り入れられるか、あるいは合理的な分だけ取り上げられて、そのほか新たなものがつけ加はれるか、それらは今後の基礎調査を待つて結論を出すべき事柄ではないだらうか、かように考えております。

○樺葉夫君 この公団が発足いたしました、工業用水を豊富にして安く、地下水をくみ上げぬでもいふように供給するような仕事も公団の事業の内容になりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この公団の目的とするところは、工業用水あるいは環境衛生の立場からの上水道、あるいは農業用灌漑用水の確保といふこともむろん目的でございまして、しかし工業用水として新たに十分な確保ができますように調節することが公団の主たる目的であることは申すまでもありません。したがつてそういう面について十分御希望が達成せられるような状態に運営されることだと思ひます。

○樺葉夫君 公団は直接事業をやるのじゃなくして、工業用水を豊富に、しかも安く供給できるように、現在では地方団体がこの事業をやつておられるわけですが、それを援助するとい

うものを権威者を頼んで測定をする必要がある、といふような話も何つて参つたわけでございます。今後、先ほど企画庁長官がお答え申し上げましたように、総合的な基本計画を立てて参りますには、それらの基礎調査をまず十分にして、どこから見てももつともな成案を得ていかなければならないと思ひますから、地元のかたがたがそうして御苦心になつていろいろ研究をされておられますことが、全部そのまま取り入れられるか、あるいは合理的な分だけ取り上げられて、そのほか新たなものがつけ加はれるか、それらは今後の基礎調査を待つて結論を出すべき事柄ではないだらうか、かように考えております。

○樺葉夫君 この公団が発足いたしました、工業用水を豊富にして安く、地下水をくみ上げぬでもいふように供給するような仕事も公団の事業の内容になりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この公団の目的とするところは、工業用水あるいは環境衛生の立場からの上水道、あるいは農業用灌漑用水の確保といふこともむろん目的でございまして、しかし工業用水として新たに十分な確保ができますように調節することが公団の主たる目的であることは申すまでもありません。したがつてそういう面について十分御希望が達成せられるような状態に運営されることだと思ひます。

○樺葉夫君 公団は直接事業をやるのじゃなくして、工業用水を豊富に、しかも安く供給できるように、現在では地方団体がこの事業をやつておられるわけですが、それを援助するとい

○国務大臣(藤山愛一郎君) 公団がやりますのは今申し上げたような工業用水等のます源を確保する、それはダム等を作る場合もございまいし、いろいろな砂防等によつて水の流出を防ぐこともございまいし、いろいろな処置によつてます水を確保する。そしてそれぞれその地方における上水道でございますれば、都市の要求に応じて分譲していくということをいたすわけでございます。直接その上水道等におきましては需要家までこれを公団が運んでいくというのでなしに、需要家といつても地方自治団体そのものが総括的な需要家と見ればそれはいいわけでありますが、そういうものに供給するといふ関係になるわけでございます。

究が進められておると承りますが、どの程度研究がなされ実用化にはいつごろなるのか、その結果をひとつこの際お知らせをいただきたいと思います。

○説明員（伊藤三郎君） 工業技術院で

やつておりますが、今までやつておりますのは試験研究の段階でございます。冷凍法あるいはイオン交換膜法というような方法の試験研究をやつて、いつ実用化できるかといふことになりまして、価格と関連しましてなかなか見込みがついておりません。現在冷凍法で一応試験研究をやりました結果から推定いたしましたので、大体トシ三十千円以上になるのじゃないかと、さういふに聞いております。そういう面からいまして現在のまま大規模にして実用化しましても、できた水は使ひものにならないというような結果になります。さらに研究を継続しまして、できるだけ安い実用できるような方法を把握したいということで研究を進めている段階でございます。

○樽繁夫君 とてもトン三十円という
ようなことに値が出ますと実用には向
きませんね。もつと予算がつけば安く
なるような研究は進みますか。それと
もう一つ伺いたいのは、下水処理場
によって、ずっと川に最後に放流されま
す際には相当きれいな水、上水に再び
使うこともできるだろうといわれるぐ
らいのものになるやに伺っているので
すが、この方面の実用化ということに
ついての研究はどのように進んでおり
ますか。

○説明員(伊藤三郎君) 海水の淡水化
につきましては先ほど申しましたよう
な状況でございますが、これをさらに

大規模に金を入れてまして研究をやれば、安くなるかという点につきましては、私の承知しております範囲では金を出したからといって安くなるということではないようです。

もう一つ、下水の利用でございますが、下水を処理いたしましてそれを工業用水に使用するということを計画いたしました。東京都では一部すでに実施をいたしております。大阪市では下水処理水を工業用水に使用するという計画を持っておりまして、近くその計画が実行に着手されるのではないかと、いふふうに考えております。

○樺葉夫君　だいたい時間も経過いたしましたから、琵琶湖の水というものについてはここに西川さんもおられますが、わが国にとつても大切な、しかも最大の水資源であることは申すまでもございません。どうかひとつ建設委員会におかれましても、特に政府におかれましても有効な、しかも淀川の下流に大きな工業地帯を持ち、しかも、どんどん発展をしているところに有効にこの水源が活用のできるように、基本的な計画構想というものを立てていただくことを望んで私の質問を打ち切ります。

○吉田法晴君 関連。先ほどの同僚議員の質問に答えて、開発地点のうち筑後川の水を北九州、福岡等の工業用水、飲料用水等に開発をする計画はどうか、かの答弁があったということですが、これは今までのいきさつで前大臣のときであつたかもしれないませんが、私も広範な北九州、福岡の水資源としては、筑後川その他の問題を考える以外にはないじゃないかということで、その調査費等の実現について要請をいたした

しました。考慮をしたいという答弁を
もらつてきたのがここ何カ月か前の事
実でございます。党派をこえて要請を
し答えをいただいてきておつたのです
が、その答へと先ほどの答弁との間に

は食い違いがあるようでございますから、もう一度お尋ねをいたしたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 北九州の工業地帯に水の供給ということとは非常に重要なことでございまして、私どもも決してないがしろにいたしておりません。現在調査のために二百万円ほどの予算を建設省につけておりますので、したがって未確定な場合に例示して利根川及び澁川と申し上げたのであります。こういうものが対象にさされることは当然だと思います。

○吉田法晴君 調査費がわずかに二百万円ですけれども、ついておるということで、過去の大臣の言明は努力をしつつあるということであると思ひますが、北九州のこれは五市のみならず福岡においても、小さい川の水利用ではこれにもう問題にならぬ。したがつて、調査はようやく着手されるといふことになるわけですけれども時日の遷延を許さぬ状態にあります。そうして工業用水にしても、北九州であるいは大きく福岡その他の今後の総合開発の推進のためには大きなネックになつておる。それで具体的にどこでどうういう工合に取るかという具体策が早くきめられて、取水その他の計画が立てられなければ、それが調査をして数年の後ということになる、その間で結局立ちおくれをきたす。あるいは日常生活についても、あるいは工業用水についても不足を感じておる実情で、そのことがたとえ他の地域に比べ

て北九州、福岡の足踏みをしておる原因で、これは人口の点あるいは生産力その他から考えてみて停滞があるわけです。その大きな原因が水にありますだけに、調査を急いで具体的に取水をする計画が早く立つように要望をいたしまして、質問を終わります。

○委員長（後藤藤隆君） 以上によりまして、通告者の質疑は全部終わりました。

それでは、連合審査会は終了することになります。

これにて散会いたしました。
午後五時三分散会

昭和三十六年十一月九日印刷

昭和三十六年十一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局